

第 44 回人権理事会会議記録

房野 桂 作成

2000 年 6 月 30 日(火) 午前 第 1 回会議

記事項目 1: 組織上・手続上の問題

会議開会

開会ステートメント： Elisabeth Tichy-Fisslberger 人権理事会議長: 6 月 23 日に、理事会は、第 43 回会期の再開中に適用される異例の形式を評価するために、非公式討議を開催したことを想起する。この非公式討議に続いて、ビューローは、この討論中に理事会の委員国とオブザーヴァー国によって表明されたすべての見解と問題を検討した。ビューローは、第 44 回会期の形式が非公式討論に基づいて更新され、続いて第 44 回会期の開始中に理事会によって承認されるべきことでも合意した。この提案された異例の形式は、現在の状況にのみ当てはまり、決して前例とはならないことを強調する。

理事会は、現在の状況で、提案された形式が第 44 回会期中に適用されることで合意した。

議事項目 2: 国連人権高等弁務官年次報告書及び高等弁務官事務所と事務総長報告書

提出文書

1. 人権と COVID-19 流行のインパクトに関する人権理事会議長のステートメント (A/HRC/PRST/43/1)
2. 人権高等弁務官年次報告書 (A/HRC/43/3)

人権高等弁務官: 人権と COVID-19 流行のインパクトに関する世界の最新情報

Ms. Michelle Bachellet 国連人権高等弁務官: 疫病が平和も開発も脅かしていることが明らかとなったので、COVID-19 関連の人権問題は、速度を増している。分類データは、人種的・民族的マイノリティの人々、先住民族、特にアフリカ系の人々は COVID-19 で亡くなる可能性がより高く、子ども、女性、女兒、高齢者、障害者にも不相応に悪影響を及ぼす社会経済的結果によって最もひどい打撃を受けていることを示している。75%がレストランや娯楽のようなしばしば最もひどい打撃を受けているセクターの非正規の職で世界的に働いている 25 歳未満の若い人々、特に移動者でもあり、ギリシャ、ホンデュラス、マレーシア、パナマの過密状態のセンターにしばしば拘束されている人々もひどく悪影響を受けている。スリランカとインドでは、ムスリムのマイノリティの人々が、COVID-19 に関連する汚名とヘイトスピーチの標的にされている。ブルガリアでは、ロマ人が、公衆衛生の脅威として汚名を着せられてきた。

COVID-19 に感染するものと思われる人々に汚名を着せたり脅したりすることも、ハイティ、イラク及び多くのその他の国々で報告されてきた。パキスタンでは、宗教的マイノリティに対するヘイト・スピーチが依然として激しい。ジャーナリストと市民的活動家に対する脅迫と脅しの報告が、ロシア連邦、中国、コソヴォ、ニカラグア及びその他の国々で受領されてきた。エジプトでは、COVID-19 の広がりについてのオンライン討論に関するものを含め、結社と平和的集会への自由に厳しい制限が続いた。流行病に対するエルサルヴァドルの対応には、過度の恣意的な施行措置が含まれたと伝えられ

る。イエーメンでは、コレラ、マラリア、デング熱の広がりのみならず COVID-19 が、武力衝突が続いている戦争で荒れた国を壊滅させ、人道支援へのアクセスをさらに制限している。私は、安全保障理事会による国境を越えた援助の許可の延長とシリアにおいて人道援助を認めるための Al-Yaroubiya 国境の再開を要請する。サヘルでは、武装集団が、マリとブルキナファソの地域社会への影響力を強化している。COVID-19 は、南スーダンとハイティでの母集団の極度の脆弱性をさらに強めており、一方ジンバブエでは、主要な反対党の 3 名の女性が、COVID 制限を施行する状況で、誘拐され、拷問を受け、投獄されたと伝えられる。

私は、誰も取り残さないことへの開放的で、隠し立てのない取組に留意し、最も脆弱な人々に到達す包括的政策を生み出している勧告の対応に元気づけられている。他方、ベラルーシ、ブラジル、ブルンディ、ニカラグア、タンザニア及び米国のような国々でのウィルスの現実を否定する声明は心配である。速やかで効果的な措置が、アフリカを含めた多くの開発途上国で取られつつあり、複数年にわたる対応の欧州委員会の提案は、健全なリーダーシップの例であるが、国々は、規制を緩める呼びかけには、根負けするべきではない。人権の中心的役割を認める世界的に調整された対応が COVID-19 からの回復にとって極めて重要であると結論付け、確固として政治的意志と強化されたパートナーシップを要請する。

中国人民共和国の香港特別行政地域長官による声明

Carrie Lam(ビデオで): 香港特別行政区のための国家安全保障法の制定に関して私の立場を述べる機会を歓迎する。国家の安全保障は、中国であれ、その他の国であれ、必ず中央政府の権限の下にある。香港は、中国の不可分の一部であり、中央政府の下で直接的に高度の自治を享受している特別行政区である。一国二制度という政策の下での例外的な取り決めとして、香港とマカオという 2 つの特別行政区を治める基本法は、国の安全保障を守る地方法の制定をこの 2 地区に義務付けている。国家の安全保障に関する法律は、今、香港特別行政区で緊急に必要とされる。昨年 6 月以来、香港は、過激勢力によるエスカレートする暴力でトラウマ状態にあった。かつては世界で最も安全な都市の 1 つと格付けされたが、安全保障と安定が、香港では関連する懸念となってきた。

国家の安全保障と主権に対するこのような脅威と国家権力の転覆の危険に対して目を瞑っていることのできる中央政府はない。全体として行為が一国の常識を超えてしまい、これが断固とした行動を必要とした。全人代には、香港特別行政区のため国家安全保障法を制定する憲法上の権力と義務がある。この法律は、国家権力の停止と転覆行為、テロ活動、国の安全保障を危険にさらす外国または外部勢力との癒着行為を防止し、抑制し、罰することを目的としている。こういった犯罪は法律で明確に定義され、法律に違反してきたわずかな数の人々のみを標的とするであろう。この法律は、無罪の想定と容疑者の権利のような重要な法の原則を支持し、遡求効果はない。

珍しい特定の状況を別にして、香港特別行政区は、法律の下での犯罪について司法権を行使するであろう。法律が香港の有名な司法の独立に影響を及ぼすことはないし、立法権と個人の自由に影響を及ぼすこともないであろう。これらは、香港に適用される基本法と関連国際規約の下で保護されている。一国二制度の原則と香港の高度の自治を損なうこともないであろう。一国の原則は折衝できないものであり、妥協されることもないであろう。この法律に反対している外国の政治家や政府は二重基準を用いている。中国に指を指すそういったすべての国々は、独自の安全保障法を設置している。中国だけが国の安全保障法を制定することを禁じられる正当な理由はない。国際社会が国の安全保障を守る権利を尊重

し、香港の人々の安定と調和を求める気持ちを尊重するよう要請する。

フィリピンの人権状況に関する意見交換対話

提出文書: 3. フィリピンの人権状況: 国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/44/22)

開会ステートメント: Ms. Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

当該国ステートメント: Menardo I. Guearra フィリピン法務大臣、Karen Lucia Gomez-Dumpit フィリピン人権委員会代表、Ray Paolo J. Santiago マニラ大学人権部長

討論: フィンランド(諸国グループを代表)、欧州連合、ヴェトナム(東南アジア諸国連合を代表)、リヒテンシュタイン、カナダ、ベルギー、国連子ども基金、中国、ロシア連連邦、タイ、ヴェネズエラ(ビデオで)、サウディアラビア、フランス、クウェート、スリランカ、シリア、**オーストラリア**、イラン、ヨルダン、ルクセンブルグ、ベラルーシ、インドネシア、リオ人民民主主義共和国、**日本**、カンボディア、バーレーン、イラク、ニュージーランド、オランダ、レバノン、オーストリア、アゼルバイジャン、ヴェトナム、スイス、アイスランド、英国、アイルランド、ミャンマー、キューバ、ナイジェリア、世界拷問禁止団体、アジア人権開発フォーラム、人権監視機構、フランシスカン・インターナショナル、アムステイ・インターナショナル、CIICUS、国際法律家委員会、Federatie van Nederlandse verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit-COC Nederland、国際人権同盟連盟、スイス・カトリック Lenten 基金

まとめ: Karen Luci Gomez-Dumpit、Ray Paolo J. Santiago、Menardo I. Guearra、Michelle Bachelet

ミャンマーのロヒンギャ・ムスリム・マイノリティ及びその他のマイノリティの人権状況に関する意見交換対話

口頭による最新情報のプレゼンテーション: Ms. Michelle Bachellet

当該国ステートメント: ミャンマー

6月30日(火)午後 第2回会議

議事項目 2(継続)

ミャンマーのロヒンギャ・ムスリム・マイノリティ及びその他のマイノリティの人権状況に関する意見交換対話(継続)

討議: 欧州連合、デンマーク(北欧諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、中国、ロシア連邦、マレーシア、リビア、**日本**、ヴェネズエラ、サウディアラビア、フランス、パキスタン、アルメニア、オーストラリア、バングラデシュ、ヨルダン、インドネシア、ラオ人民民主主義共和国、ニュージーランド、セネガル、アイルランド、トルコ、モルディヴ、朝鮮民主人民共和国、英国、アラブ首長国連邦、エジプト、チュニジア、オランダ、アジア人権開発フォーラム、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、国際人種差別撤廃団体、国際弁護士団体、援助団体

まとめ: Ms. Michele Bachelet

エリトリアの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書: 4. エリトリアの人権状況: エリトリアの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/44/23)

報告書プレゼンテーション: Daniela Kravietz エリトリアの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: エリトリア

討論: 欧州連合、ドイツ、ロシア連邦、ベルギー、朝鮮民主人民共和国、ジブティ、中国、ヴェネズエラ(ビデオで)、サウディアラビア、フランス、オーストラリア、スペイン(ビデオで)、シリア、イラン、バングラデシュ、クロアチア、オランダ、ギリシャ、オーストリア、スーダン、スイス、ソマリア、ノルウェー、英国、南スーダン、ベラルーシ、エチオピア、キューバ、ニカラグア、エジプト、全世界基督教徒連帯(ビデオで)、国際和解フェローシップ(ビデオで)、東部アフリカとアフリカの角人権擁護者プロジェクト、人権監視機構、CIVICUS---世界市民参画同盟、国連監視機構(ビデオで)

まとめ: Daniela Kravetz

COVID-19 流行の人権の意味合いに関する年次報告書と口頭による最新情報に関する国連人権高等弁務官との意見交換対話

討論: パレスチナ国、フランス(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、スウェーデン(諸国グループを代表)、欧州連合、メキシコ(諸国グループを代表)、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、キューバ(諸国グループを代表)、英国(諸国グループを代表)、ノルウェー(北欧諸国を代表)、オランダ(諸国グループを代表)、モロッコ(諸国グループを代表)、アイルランド(諸国グループを代表)、ヴェトナム(東南アジア諸国連合を代表)、東ティモール(諸国グループを代表)、ジブティ(諸国グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、オーストラリア(諸国グループを代表)、英国(諸国グループを代表)

まとめ: Ms. Michelle Bachelet

7月1日(水)午前 第3回会議

子どもの権利に関する年次丸一日の討論

パネル I: 子どもの権利問題に関する健全な環境: 場面を設ける

議長: Ms. Elisabeth Tichy-Fisslberger 閣下国連人権理事会議長

開会ステートメント: Ms. Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官: 今こそ COVID-19 流行の状況で、子どもの権利の実現を討議する好機である。子どもの生存・健康・福利・発達は、安全な環境に依存している。93%の子どもが、現在、大気汚染が世界保健機関のガイドラインを超える環境の中で暮らしている。機関は、毎年5歳未満の170万人の子どもが環境的要因のために亡くなっていると見積もっている。開発途上国の1,200万人の子どもたちが、鉛毒のために不治の脳障害を経験し、全世界で7,300万人の子どもたちが、脳障害や病気を引き起こす有毒物質にいつもさらされる危険な条件の下で働いている。先住民族の子どもたち及び低所得の周縁化された地域社会の子どもたちは、状況が COVID-19 で複雑化しており、最もひどい影響を受けている。

この流行病は、大気質が感染率の要因であるので、環境破壊から生じ、環境と重なり合う福利に対する脅威である。これに対する対応は、最も悪影響を受けている人々のニーズと権利に重点を置かなくてはならず、証拠に基づいて子どもを中心として国際的に調整されなければならない。安定した気候が安全な環境のカギであり、一方、企業も子どもの権利を保護する責任がある。多くの子どもと若者は、環境を保護するために力を合わせてきたが、中には本日のセッションで発言する者もあろう。最後に、皆がどの子どもも取り残されないように、この考えを考慮に入れなければならないことを強調する。

パネリストによるステートメント

1. Walter Stevens ジュネーブ国連事務所欧州連合代表団団長: 国際社会は、多様な生態系の危機にあって、子どもの権利が主たる懸念であることを保障する緊急の必要性に対処するために力を合わせる必要がある。グリーン・ディールは、2050年に温室効果ガスの排出が0となり、経済成長が資源の利用から分離する資源効率の高い経済へと欧州連合を変革させる包括的取組である。「子どもの権利に関する条約」の原則は、環境と公衆衛生、消費者の安全性、労働条件等のような相互に関連する領域に関連する法律、規則、政策、プログラムを立案し、実施し、施行する際に、継続してすべてを導くべきである。子どもの権利委員会は、これが子どもの権利のインパクト評価を意味することを強調してきた。欧州連合にとって、これは、子どもに影響を及ぼすすべての意思決定プロセスで、子どもの意見が聞かれ、考慮に入れられることを保障することも意味する。安全で、清潔で、健全で、持続可能な環境は、子どもがそのすべての人権を享受することができるために必要である。

2. Clarence Nelson 子どもの権利委員会委員(サモアからのビデオで): 私は、気候変動と環境悪化の影響に対して脆弱な地域の出身であることを想起する。Greta Thunberg が述べたように、世界は、大量絶滅に直面している。証拠は明確であり、人類は耳を傾けなければならない。環境を守り、国々に責任を持たせるためには、「子どもの権利に関する条約」が 出発点である。特に第 24 条は、この点で関連性がある。これは、国家は子どもが最高の水準の健康を享受できることを保障するべきであり、この目的で国際協力を推進する責務があるとはっきりと規定している。健全な環境への子どもの権利は、「条約」に書かれているその他のすべての権利を支え、これなくしては、「条約」の権利が作用できる場はない。学校が水で破壊されれば教育への権利はなく、法廷が水に沈めば子どもの司法もない。最後に、「驚くほどの成功」と描写され、未来への道を示す、サモアで開催された「子どもの権利に関する条約」の最近の異例のセッションを引用する。

3. Maria Neira 世界保健機関環境・気候変動・保健部長: このパネルは、子ども保健の環境の要因の重要性をめぐる懸念に対処する良い機会である。世界で子どもの 4 人に 1 人が、家庭であれ、またはその他の場所であれ、環境の要因にさらされるために亡くなっており、安全な上下水道へのアクセスの欠如がこの統計のカギとなる理由である。子どもが電池のリサイクルに参加させられるための鉛への暴露と増加する電子廃棄物の状況で、その小さな手のために子ども労働が用いられるための有毒化学物質への暴露も引用される。子どもの知性と認識力の発達は、子どもが初めて息をする前の子宮内でさえ、危険にさらされつつある。子どもがクリーン・エネルギー、安全な上下水道、保健ケアにアクセスでき、学校で有毒化学物質に暴露されないことを保証して、これら原因と環境の危険要因を調べる必要がある。これに取り組むために、世界保健機関は、最近、①自然の尊重、②水と電気のような基本サービスの提供、③再生可能・持続可能なエネルギーへの投資、④都市が建設される方法に注意を払うこと、⑤持続可能な食糧制度と廃棄物管理の保障、⑥持続可能で汚染の少ない環境の保護という 6 つの処方を示して、「健全でグリーンな回復のためのマニフェスト」を出版した。

4. Junior コーティヴォワールの子どもの環境的人権擁護者(ビデオで): 私は 14 歳で、San Pedro の子どもグループに所属している。困難を考えて、彼らはその地域社会で出会い、San Pedro の子どもたちは子どもグループを創設することを決定し、San Pedro の 3 つの村で、ラジオ放送も通して、San Pedro 市の様々な近隣の町で、子どもの権利と子どもの権利の領域で会社を支配している原則に関して意識啓発を行うことができている。相談を受けた子どもたちの 84%が、会社はその活動を通して環境を汚染していると述べた。彼らは毎日人々の直接的環境に煙と廃水を放出している。この放出が多くの病

気を引き起こしている。グループの様々な活動の結果は、子どものためのグリーンな地域と運動場の開発のような当局への勧告に彼らに対処できるようにしてきた。子どもたちはこの問題で大変に苦しんでいるので、当局にこの環境問題に留意してほしい。もし環境を保護するために何もなされないならば、子どもの権利を実現するすべて努力は太陽に焼かれ、雨におぼれてしまうであろう。

討論: エストニア(北欧・バルチック諸国を代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、欧州連合、ブルキナファソ(アフリカ諸国グループを代表)、バハマ(カリブ海諸国共同体を代表)、スロヴェニア(諸国グループを代表)、エクアドル、カタール、アンゴラ、中国、**日本**、サウディアラビア、ロシア連邦、パキスタン、セネガル、アルメニア、チュニジア、ヴェネズエラ、インド、ナミビア、シリア、イラン、スペイン(ビデオで)、フィリピン、子どもの権利コネクト、母親が大事、国司家族計画連盟、国際国連青年学生運動、Insitut pour le droit et le developpement

まとめ

1. Walter Stevens: 多国間または多部門間の取組が、子どもたちが環境の害悪から保護され、健全な環境への権利を享受できることを保証するために必要とされる。集团的取組の必要性もある---国家には重要な責任があるが、国際社会と民間セクターも参加するべきである。

2. Clarence Nelson(サモアのビデオ会議で): 子どもにインパクトを与える環境措置を改善するためにどのような措置を取ることができるかに関して出された疑問とコメントを通して、一つのテーマが貫いている。答えは、多くの問題に関してしばしば簡単な知恵を提供する子ども自身に尋ねることである。国際司法に関しては、多くのアジアの法廷に出される多くの環境事件があり、法律家と政府の間のさらなる国際協力がなければならない。

3. Maria Neira: ある法律の施行、特に鉛の除去に関連するものは重要であり、国々によって促進されるべきである。パートナーシップに関しては、「未来のための金曜日」のような青年運動を利用する必要性を強調する。

4. Junior(ビデオで): 子どもに適した取組と子どもと地域社会との協議のための枠組みの設立が極めて重要な手段である。環境悪化に関する勧告への子どもグループと NGO のアクセスを促進することも重要である。

COVID-19 の人権インパクトに関する年次報告書と口頭による最新情報に関する人権高等弁務官との意見交換対話(継続)

意見交換対話: カタール、カナダ、ドイツ、ベルギー、キューバ、中国、ロシア連邦、マレーシア、フィンランド、朝鮮民主人民共和国、パラグアイ、タイ、シエラレオネ、スウェーデン、リビア、**日本**、アフガニスタン、ヴェネズエラ(ビデオで)、サウディアラビア、インド、フランス、パキスタン、モンテネグロ、セネガル、エクアドル、エストニア、フィリピン(ビデオで)、ラトヴィア、チュニジア、ナミビア、シリア、オーストラリア、ポルトガル、スペイン、チリ

7月1日(水)午後 第4回会議

子どもの権利に関する年次丸一日の討論

パネル 2: 健全な環境を通して子どもの権利を確保する: 行動の呼びかけ

議長: Ms. Socorro Flores Liers 閣下、人権理事会副議長

司会者: Mr Ricardo Gonzalez Arenas 閣下、ジュネーヴ国連事務章ウルグアイ代表部大使: 子ども

は、特にその人権に悪影響を及ぼす気候変動と環境的損害を前にして特に脆弱である。しかし、子どもは未来を代表する者でもある。もし世界が子どもの意見に耳を傾けるならば、政治家の決定が、しばしば、特に環境に関連して、彼らの願いを反映していないことがわかるであろう。世界中で、子どもたちは、特にその未来に関連する討議の一部となる権利を行使して、環境に関連する権利の重要な提唱者となっている。子どもの声に耳を傾け、彼らをエンパワーすることは、人権への国家の公約の不可欠の部分である。従って、パネリストたちは、この年次討議に子ども提唱者に加わってもらうことを喜んでい。国家がこの領域でその責務と公約を果たす手助けをすることを目的とする好事例の交換と協力と技術援助の強化を奨励する。

パネリスト

1. Mr. David R. Boyd 人権と環境に関する特別報告者(ビデオで): 人間はこれに値する尊重の念で地球を扱っていない。何十億人もの子どもが学校に行けず、友達とも遊べず、自然を見失っている。各国政府は、何十年にもわたってコロナウィルスと環境破壊についての警告を無視し、病気が動物から人間へと伝染することを許してきた。国家は、地球気候危機の重大性についての科学者たちの警告も無視してきた。若い人々はこの問題に関するカギとなる行為者であり、私は世界中の子どもと若者に会ってきたが、すべての若者は、未来を恐れつつ、この惑星と自然を愛していることを強調する。彼らは昨年に行進中に気候行動を要求し、各国政府が手段を取り、気候科学者の意見を聞き、その呼びかけに応えることを要求した。世界は子どもたちの行動への呼びかけに応えなければならず、理事会は、すべての人々、特に子どもたちには安全で清潔な環境への権利があることを認める決議を採択しなければならない。各国は、化石燃料を再生可能なエネルギーに置き換え、循環経済に移行することにより汚染を防止する際に、規模を拡大する必要がある。

2. Mr. Sanjay Wijesckers 国連子ども基金(ユニセフ)プログラム部長(ビデオで): 何百万もの子どもたちが環境の影響から来る病気と害悪に苦しんでいることを強調する。これは我々の時代の決定的問題である。今日の討論で、各国の公約の強化を要請して、青年が継続してその気候行動を示すスペースと機会を獲得しているのも、変革の担い手としての子どもの役割が特に強調される。国連子ども基金は、この問題に関するスキルと機会を子どもたちに提供し、世界の気候言説でのその声を高め、「締約国会議」のような場で気候交渉に彼らを含めている。COVID-19の危機に対して世界が対応する方法は、よりグリーンなより持続可能な未来を新たに心に描く機会となるであろう。子どもたちの声を聴き、この世代と未来の世代のために安全で、健全で、持続可能な環境を保障する責任を支持するようすべての国々に要請する。これは万人のための地球上での尊厳ある生活の必要性である。

3. Carmen Juliana、コロンビアの子どもの環境的人権擁護者(ビデオで): 私は15歳で、コロンビアの南西 Antioquia の真ん中で暮らしている中学生である。私は、歴史的に無視され侵害されて来たラテンアメリカの子どもと若者の環境権の成就を要求するためにこの会議に参加している。この状況は、多くの場合ラテンアメリカの人々の生計よりも自然に対する略奪の考えを優先してきた世界の指導者による悪い決定の結果である現在の環境危機において、一層厳しいものとなっている。私の地域での環境紛争は、農夫の伝統、先住民族の文化、その水質に悪影響を及ぼしている鉱業、エネルギーと農・工業抽出プロジェクトによって主として生み出されている。世界の指導者に向けて、私はこのスペースが正規の宣言を超えて、世界中の子ども、若者、思春期の男子と女子の環境権を求める国際キャンペーンに各国がコミットすることを望む。

討論: 欧州連合、アイスランド(諸国グループを代表)、モナコ、フィジー(ビデオで)、シエラレ

オ、日本、コロンビア、イラン、パナマ、キューバ、ドイツ、食糧農業機関、南アフリカ、イラク、モロッコ、北マケドニア、ネパール、スロヴェニア、国連環境計画---欧州地域事務所、ミャンマー、ベラルーシ、ポーランド、ケニア、インドネシア、ジョージア、Terre Des Hommes 連盟インターナショナル、Conselho Indigensta Missionario VIMI(ビデオで)、Associazione Comunita papa Giovanni XXIII、保健環境プログラム、世界水・環境・保健機関、Earthjustice

まとめ

Ricardo Gonzalez Arenas: 二つのこと、つまり①環境悪化が、子どもの権利の享受に大きなインパクトを与えること、②意思決定プロセスに子どもをかかわらせることが重要であることに関して強い合意があることは明確である。この状況で、人権理事会の役割は何かを検討することが重要である。

David R. Boyd: 環境悪化のためであるので、170万の予防できる早死が毎年起きていることを知って衝撃を受けている。流行病に直面して、回復がクリーンで、グリーンで、健全であることが極めて重要である。他の流行病を防止するために、世界は森林伐採を止め、環境悪化を止めなければならない。

Henriette Ahrens ユニセフ・プログラム部長: 気候危機と環境危機は、子どもの権利危機である。貧困状態の子ども、先住民族の子ども、障害を持つ子ども及びその他の脆弱な子どもたちは。高まる危険に直面している。彼らには声を上げる権利があり、成人は耳を傾け、それに従って行動する責務がある。成人には機械的慣行を子どもに押し付ける権利はない。

Carmen Juliana(ビデオ会議で): 最近、軍人が若い女兒をレイプした。これが子どもの環境権と何の関係かあるのかと尋ねる人もあるかも知れない。子どもの身体はその第一の領土であり、従ってラテンアメリカの人権擁護者としてそのような侵害には反対する。川も生物多様性も脅かされているので、世界は気候変動の影響を管理しなくてはならない。世界の指導者は、もし自然を破壊し続けるならば、世界に未来はないことに気づかなければならない。

議事項目 2(継続)

国連人権高等弁務官との意見交換対話(継続)

討論: イタリア、ベラルーシ、メキシコ、モリタニア、バングラデシュ、ヨルダン、ルクセンブルグ、ウクライナ、インドネシア、カメルーン、ラオ人民民主主義共和国、南アフリカ、ボツワナ、モロッコ、コロンビア、コスタリカ、チェコ共和国、エルサルヴァドル。マルタ、バーレーン、カンボディア、イラク、オランダ、ギリシャ、モザンビーク、アイルランド、トルコ、アゼルバイジャン、スーダン、エジプト、ブルンディ、ヴェトナム、モルディヴ、パナマ(ビデオで)、北マケドニア、イラン、ネパール、スイス、ナイジェリア、ホンデュラス(ビデオで)、アイスランド、韓国、スロヴェニア、タンザニア、キルギスタン、アラブ首長国連邦、ミャンマー、セルビア、アルメニア

7月2日(木)午前 第5回会議

議事項目 2(継続)

国連人権高等弁務官との意見交換対話(継続)

討論: コーティヴォワール、エチオピア、ブルガリア、ジョージア、ケニア、スロヴァキア(ビデオで)、スリランカ、マダガスカル、ルワンダ、南スーダン、ニジェール、アルジェリア、アルパニア、カーボヴェルデ、チャド、ジンバブエ、クウェート(ビデオで)、英国、ブラジル、マリ、オーストラリ

ア人権委員会(ビデオで)、国際人権サービス、Conectas Direitos Humanos(ビデオで)、Comision Mexicana de Defensa y Promocion de los Derechos Humanos(ビデオで)、国際国連青年学生運動、国際ユダヤ人弁護士法律家協会、国際人権同盟連盟、CIVICUS---世界市民参画同盟、カイロ人権学研究所、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、人権監視機構

まとめ: Michelle Bachele 国連人権高等弁務官

ニカラグアに関する口頭による最新情報と高等弁務官の年次報告書と高等弁務官事務所と事務総長の報告書に関する議事項目 2 の下でのヴェネズエラとウクライナに関する報告書の人権高等弁務官によるプレゼンテーション

提出文書

5. ヴェネズエラ・ポリヴァリアン共和国における生命・自由・身体的道徳的完結性へのありうる人権侵害の申し立ての調査の成果に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/44/20)

6. クリミア自治共和国とウクライナのセヴァストポリ市の人権状況に関する事務総長報告書(A/HRC/44/21)

ニカラグアの人権状況に関する高等弁務官による口頭による最新情報: Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

ヴェネズエラにおける人権状況に関する高等弁務官のプレゼンテーション: Michelle Bachelet

クリミア自治共和国とウクライナのセヴァストポリ市の人権状況に関する報告書のプレゼンテーション: Michelle Bachelet

当該国ステートメント: ニカラグア、ヴェネズエラ

議事項目 3: 開発への権利を含めたすべての人権、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護

提出文書

1. 人、特に女性と子どもの人身取引(A/HRC/44/45)(翻訳は「公式文書」を参照)

2. 上記報告書付録---モンテネグロへの訪問(A/HRC/44/45/Add.1)

人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者のプレゼンテーション

Maria Grazia Giammarinaro 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者(ビデオで): 今年は、人身取引に反対する主要な国際条約である「パレルモ議定書」の採択 20 周年である。今こそ「議定書」と関連する国内法の実施、その主要なギャップ、並びに前進の道を反省する時である。2000 年の「議定書」の採択は、全世界で巨大なエネルギーを動員した。しかし、人権基準に関連する首尾一貫性のなさが、専門家、学界、市民社会団体によって強調されており、必ずしも「議定書」に完全に従っていない国内法の実施が、しばしば、閉鎖的シェルターでの拘束のように、当該者のさらなる権利侵害を生み出してきた。非正規移動の犯罪化に向けた傾向の増加が、人身取引を牽引する要因である。制限的な移動政策と移動に対する排外主義的または人種主義的取組が、強制送還を恐れている人身取引された人々を含めた非正規移動者は、しばしば搾取的条件を受け入れるよう誘導されるので、人身取引と搾取に対する脆弱性をさらに悪化させ、または生み出しさえしている。

多くの女性と子どもが含まれる脆弱な労働者の搾取のはびこりは、COVID-19 流行中にさらに厳しいものになっている。この流行病のインパクトは、人身取引の状況を含め、この傾向が未だに、そして今

日では一層ますます厳しい搾取に向かっていることを確認した。人身取引された人々の権利は、移動者と労働者の権利が守られて初めて守ることができよう。保護を目的とする専門の手続きが、特に混合した移動の流れの状況で、人身取引と搾取に対する脆弱性を明らかにするために必要とされる。国家は、供給網に関連するものを含め、企業のために報告義務を確立するべきである。人身取引され、搾取された人々には、国家が刑事・民事・労働法の司法手続きを通して保障すべき補償を含め、救済策への資格があることを強調する。

国別訪問に関しては、2019年11月1日から8日まで、モンテネグロを訪問したが、身元を確認され支援を受けた被害者の数の少なさと刑事手続きの数の少なさについて懸念を表明する。

当該国ステートメント: モンテネグロ

意見交換対話: スウェーデン(諸国グループを代表)、欧州連合、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、パレスチナ国(アラブ・グループを代表)、リヒテンシュタイン、国連子ども基金、トーゴ、ドイツ、キューバ、パラグアイ、ベルギー、タイ、チュニジア

7月2日(木)午後 第6回会議

議事項目3(継続)

子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表との意見交換対話

Najat Maala 'Jid 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表(ビデオで): COVID-19の流行に応じて取られた措置は、子どもが家庭、オンライン、地域社会で暴力にさらされる危険を高めた。これが、私のマンデートが、国家が子どもたちを安全に保つために必要な行動に対処して、COVID-19に対応して暴力から子どもたちを保護するための「国連行動アジェンダ」の開発に繋がった理由である。主要な勧告の1つは、子ども保護サービスが基本的で救命的なものとして正式に認められ、すべての子どもが継続してアクセスできることを国家が保障することである。「行動の10年」中の2030年までに「持続可能な開発目標」を達成することに成功するには、国家がもっと多くのことを行い、明日ではなく今、より良くより迅速に協力する必要がある。これには、真に子どもの権利に基づいた多部門的取組が必要である。これを達成するために、私のマンデートは、世界・地域・国内レベルで、パートナーを動員し、協力を継続してきた。私は、「COVID-19に関する合同の行動アジェンダ」を生み出した子どもに対する暴力に関する機関間作業部会を再活性化し、子どもと武力紛争のための事務総長特別代表、紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表及び特別手続きとの協力関係を深めてきた。私は、今、調査のフォローアップに対処しつつある自由を剥奪された子どもたちに関する世界調査に関する国連機関間タスク・フォースの議長も継続した。

最も重要なステイクホルダーは、もちろん子ども自身である。倫理的で意味ある子どもの参画の推進は、マンデートにとっての横断的優先事項であり、例えば、危機中に子どもの経験を集める#COVIDUnder19イニシアティブの推進である。10億人以上の子どもたちが、毎年暴力にさらされている。彼らはオンラインでもオフラインでも、多くの形態で、多くの場所で暴力に直面しており、もっと多くの予防的・対応行動が必要とされる。この問題に取り組むための費用効果の高い介入に関する証拠が増えている。例えば、母親の精神衛生、母親と幼児の相互作用、遊びと刺激に重点を置いた予防的介入が、良好で長期的な利益をもたらす。地域社会を基盤としたリハビリ・プログラムと学校での社

会・情緒的学習介入も効果的であることを示している。精神衛生サービスは、同様に、ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジの基本的構成要素として規模拡大されるべきである。こういった改革を達成するために、私のマンデートは、好事例と証拠に基づく介入のさらなる例を強調して、精神衛生と子どもに対する暴力に関するより詳細な報告書を間もなく出版するであろう。「話さないことは、情緒的癌のようなものであり、明らかにするまで治癒は始まらない」という、子どもの性的虐待被害者の言葉を想起することにより、私の話を締めくくる。

意見交換対話

パレスチナ国(アラブ諸国グループを代表)、ウルグアイ(諸国グループを代表)、欧州連合、アイスランド(北欧・バルチック諸国を代表)、国連子ども基金、トーゴ、ベルギー、チュニジア、マレーシア、パラグアイ、ロシア連邦、マルタ騎士団(ビデオで)、エクアドル、キューバ、パレスチナ国、タイ、アンゴラ、リビア、中国、ヴェネズエラ、フランス、パキスタン、モンテネグロ、アルメニア、インド、フィリピン(ビデオで)、スペイン(ビデオで)、イラン、ヨルダン、インドネシア、南アフリカ、モロッコ、コロンビア、エルサルヴァドル、イラク、ハンガリー、オーストリア、スーダン、エジプト、ネパール、スロヴェニア、マルタ、ジョージア、スイス、ミャンマー、ガボン、アルジェリア、アルバニア、ガーナ、モルディヴ、南スーダン、アンゴラ、子ども擁護インターナショナル、北京子どもの法的援助調査センター(ビデオで)、母親が大事、世界拷問禁止団体 Giovanni XXIII(ビデオで)、友好世界協議委員会、ワールド・ヴィジョン・インターナショナル、保健環境プログラム

特別報告者中間コメント: ジェンダーの側面はマンデートにおいては横断的問題であり、報告書は、暴力のジェンダーのインパクトに注意を引いている。子どもを保護し、暴力を防止して、精神衛生の問題は、基本的には、子どもたちが健全で保護的環境の中で暮らすことを保証することについてである。これは、セイフティ・ネットと社会保護サービスが、子どもたちにアクセスできるものであること、子どもがエンパワーされることを保障することを意味する。同時に、地方レベルでは、危険要因に速やかに反応するよう彼らをエンパワーして、地域社会と社会的な労働力を強化するために重要である。子どもは行為者として、解決策の一部として見られなければならない。私の作業の中で、子どもたちが普通に提案する行動が具体的で費用対効果が高いことを強調する。マンデートは、子どもに対する暴力を防止し、なくすことに関連しており、主として参照するものは「子どもの権利に関する条約」である。この「行動の10年」の初めに、国々は、特に COVID-19 の流行に照らして、「持続可能な開発目標 16.2」を達成する軌道にはなかった。だからこそ、多国間主義と国際的連帯がこれまで以上に重要なのである。

討論

まとめ: Najat Maala M’Jid: プレゼンテーションで強調したように、このマンデートは、自由を奪われた子どもに関する勧告の地図作成を行った。COVID-19 の流行中に、多くの国々は、拘束センターから子どもを釈放したが、これは、今これを行うのかどうか、もっと早くこれを行うことができたのではないかといった疑問につながった。同時に多くの国々は行動志向で、流行病中に、子どもに対する暴力と取り組む多くの好事例を確立した。私はこの事例を公的に各国と分かち合う方法と取り組んでいる。大事なことは、子ども保護サービスが、COVID-19 の流行中に救命政策とみられることを保障することである。

子どもと武力紛争のための事務総長特別代表との意見交換対話

報告書のプレゼンテーション: Virginia Gama 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表: 2019年を通して、子どもたちは武力紛争の主たる被害者であり続け、これが特に COVID-19 の流行に照らして大きな懸念となった。昨年、2018年の人道へのアクセスの否定の事例 795 件に比べて、子どものこの種の事例は約 4,400 件であったことが検証された。これは一年間の違反の急激な増加であり、最も数の多いものであった。この人道スペースの縮小は、紛争の悪影響を受けている子どもの権利のすさまじい反響であり、子どもへの人道アクセスの障害を除去するようすべての紛争当事者に呼びかけるよう国々に要請する。2019年中に、他の 2 つの重大な違反が悪化した。つまり、紛争の悪影響を受けている子どもに対するレイプとその他の形態の性暴力が、特に男児に対して行われる時に、継続してかなり通報不足であった。同様に懸念されるのは、COVID-19 流行中の学校の閉鎖と人払いが、人気のない建物の軍事利用と保健施設への攻撃の危険が高まるので、保護されている職員のみならず学校と病院に対する攻撃の数の絶え間ない増加である。「安全な学校宣言」を支持し、その「ガイドライン」を実施するよう国々に要請する。

COVID-19 の閉鎖のインパクトは、拘束されている子どもを含めた子ども虐待の危険を高め、子ども保護行為者への子どものアクセスを制限し、サービス提供を複雑化している。昨年は、武力集団との申し立てられたかわり、国の安全保障関連の罪で拘束された子どもの数の急上昇も見られた。こういった子どもたちは、激戦の非常に脆弱なサヴァイヴァーであり、想像を絶する残虐行為を目撃しており、従って、主として被害者として扱われなければならない。他方、2019年には、国連と紛争当事国との間で署名された 30 の合同行動計画またはその他の形態の公約があり、これはこれまでで最高の年間数であった。国内的には、ミャンマー、中央アフリカ共和国及びフィリピンのように、紛争の悪影響を受けた国々の多くの政府が、子ども保護法を作成して施行した。さらに多くの国々が、武力紛争への子どものかわりに関する「子どもの権利に関する条約選択議定書」を批准するべきであり、その批准に対しては、ガンビアとミャンマーに感謝する。2019年には、13,200 名の子どもたちが紛争当事国から釈放された。しかし、その釈放はほんの第一歩であり、持続可能な再統合プログラムが、すべての離別した子どもに利用できるようにされなければならない。関連パートナーとの定期的な情報交換が私のアジェンダを豊かにし、すべての子どもの中でも最も脆弱な者たちをよりよく保護する新しい取組を提供してくれている。

意見交換対話

エストニア(諸国グループを代表)、欧州連合、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、ウルグアイ(諸国グループを代表)、コスタリカ(諸国グループを代表)、国連子ども基金、ベルギー、マレーシア、フィジー(ビデオで)、ロシア連邦、マルタ騎士団(ビデオで)、パレスチナ国、リビア、中国、カタール、フランス、パキスタン、アルメニア、フィリピン(ビデオで)、シリア

答弁権行使: インド、イスラエル、パキスタン

7月3日(金)午前 第7回会議

議事項目3(継続)

人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

意見交換対話: マルタ騎士団(ビデオで)、アンゴラ、中国、ジブティ、ヴェネズエラ、南アフリカ、フランス、パキスタン、アルメニア、フィリピン(ビデオで)、ナミビア、オーストラリア、イラン、ベラルーシ(ビデオで)、メキシコ、ヨルダン、インドネシア、南アフリカ、モロッコ、バーレーン、イラク、ギリシャ、アイルランド、アゼルバイジャン、エジプト、ネパール、スイス、ナイジェリア、英国、マーシャル諸島、アラブ首長国連邦、ジョージア、ホーリーシー(ビデオで)、エクアドル、セルビア、ミャンマー、南スーダン、シエラレオネ、インド、ロシア連邦、良き羊飼いの慈善聖母の会衆(ビデオで)、子ども擁護インターナショナル、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、国際差別撤廃団体、保健環境プログラム、英連邦人権イニシャティヴ(ビデオで)、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、Ingenieurs du Monde、中国人権学協会(ビデオで)、イラク開発団体、Institut International pour les Droits et le Developpment、Alsalam 財団

中間コメント: Maria Grazia Giammarinaro: 労働搾取と企業の役割に関しては、もし発見されてもこの問題に対処するツールが設置されていないので、任意の計画では十分ではない。この点で最も進んだ法律はフランスにあるが、様々な国によって採択された最近の反奴隷制度法のように、企業が国々から期待するものがあることを理解するように、任意の責務と国が課する責務との間のスマートな混合が制度化されなければならない。労働搾取の法律は、いまだに初期の段階にある。

意見交換対話

まとめ: Maria Grazia Giammarinaro: 具体的行動に関しては、国々はその法律を変えなければならず、人権アジェンダに鼓舞される新しい法律の波が必要である。第一に、国々は、COVID-19 のよって悪化しつつある労働搾取に対処しなければならない。第二に、居住の地位は、移動者をさらに脆弱にするので、条件付きの基準であってはならない。第三に、国々は、居住または法的地位にかかりなく、被害者の救済策への自由で速やかなアクセスを保障しなければならない。第四に、無処罰の原則がいたるところで正しく実施されるべきである。第五に、特に混合移動の流れの状況で、脆弱性を明らかにする新しい方法論が必要とされる。国際社会は、人身取引、奴隷制度、強制労働及び搾取に対する新しい人権世界条約の夢に向けて今後開放的でなければならない。最後の6年間このマנדートと取り組む機会を与えられたことに対して理事会に感謝する。

教育権に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

3. 教育権に関する特別報告者報告者報告書(A/HRC/44/39)
4. 上記報告書付録---カタールへの訪問(A/HRC/44/39/Add.1)
5. 上記報告書付録---チュニジアへの訪問(A/HRC/44/39/Add.2)
6. 上記報告書付録---カタールのコメント(A/HRC/44/39/Add.3)

報告書のプレゼンテーション: Koumbou Boly Barry 教育権に関する特別報告者

当該国ステートメント: カタール、カタール国内人権委員会、チュニジア

意見交換対話: エストニア(諸国グループを代表)、パレスチナ国(アラブ・グループを代表)、欧州連合、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、国連子ども基金、トーゴ、ホーリーシー(ビデオで)、マレーシア、ロシア連邦、ジブティ、シエラレオネ、リビア、中国、ヴェネズエラ、ウディラビア、フランス、パキスタン、セネガル、アルメニア、インド(ビデオで)、ポルトガル、イラン

中間コメント: Koumbou Boly Barry

7月3日(金)午後 第8回会議

議事項目 3(継続)

教育権に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

意見交換対話: マルタ、ヨルダン、インドネシア、ボツワナ、モロッコ、エルサルヴァドル、イラク、スーダン、エジプト、モルディヴ、ネパール、マーシャル諸島、アラブ首長国連邦、ジョージア、バハマ、エクアドル、ブルガリア、ウクライナ、ガーナ、バラグアイ、ナウル、東ティモール、アフガニスタン、国連教育科学文化機関、南スーダン、カンボディア、タンザニア、キューバ、Rutgers(ビデオで)、国際教育権教育の自由団体、Instituto de Desenvolvimento e Direitos Humanos(ビデオで)、Instituto Internazionale Maria Ausiliatrice delle Salesiane di Don Bosco(ビデオで)、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、母親が大事、世界ユダヤ人会議、脅威にさらされる諸国民協会、中国国際交流 NGO ネットワーク(ビデオで)、中国貧困緩和財団(ビデオで)

まとめ: Koumbou Boly Barry

子どもと武力紛争のための事務総長特別代表との意見交換対話(継続)

意見交換対話: スペイン(ビデオで)、イラン、マルタ、ヨルダン、ルクセンブルグ、インドネシア、ボツワナ、クロアチア、イラク、ギリシャ、アゼルバイジャン、ヴェトナム、ナイジェリア、英国、ドイツ、スイス、ジョージア、マリ、ミャンマー、ウクライナ、アルジェリア、ニジェール、南スーダン、アフガニスタン、イタリア、ヴェネズエラ、エジプト、チュニジア、モロッコ、コロンビア法律家委員会(ビデオで)、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、全世界基督教徒連帯(ビデオで)、子ども擁護インターナショナル、国際人種差別撤廃団体、Synergie Feminine pour la Paix et Le Developpement Durable、連合村、国連監視機構(ビデオで)、Il Cenacolo(ビデオで)、NG 調査機関(ビデオで)

まとめ: Virginia Gamba: コメントと質問に対して加盟国と NGO に感謝する。安全保障理事会と人権理事会は、より良い協働のために、議長間の非公式会議を開催できよう。子ども保護専門家が紛争状況での閉鎖で子どもによりうまく手を差し伸べることができるように、さらなるアクセスが必要とされる。サヴァイヴァーが証言をもって出てくるように汚名、恐怖、脅し、加害者の刑事責任免除が対処されなければならない。防止との取組の重要性を強調し、子どもと武力紛争に関する安全保障理事会決議第 2427 号がこの目的で有用であることを述べる。

答弁権行使: キューバ、中国、バングラデシュ、コロンビア

最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利に関する特別報告者との意見交換対話
提出文書

7. 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利に関する特別報告者報告書
(A/HRC/44/48)

8. 上記報告書付録---エクアドルへの訪問(A/HRC/44/48/Add.1)

9. 上記報告書付録---エクアドルのコメント(A/HRC/44/48/Add.29)

報告書プレゼンテーション: Dainius Pufas 健康権に関する特別報告者(ビデオで)

意見交換対話

7月6日(月)午前 第9回会期

議事項目3(継続)

到達できる最高の水準の身体的・精神的健康享受への万人の権利に関する特別報告者との意見交換対話
(継続)

当該国ステートメント: エクアドル、エクアドル国内人権機関

意見交換対話: ジブティ、バレスチナ国、タイ、ベルギー、キューバ、ヴェネズエラ、フランス、テュニジア、パキスタン、モンテネグロ、カタール、アルメニア、インド、フィリピン(ビデオで)、シリア、ポルトガル、イラン、メキシコ、バングラデシュ、ルクセンブルグ、インドネシア、ブラジル、ボツワナ、リトアニア(ビデオで)、エジプト、ヴェトナム、モルディヴ、ネパール、韓国、スリランカ、国連人口基金、ジョージア、ノルウェー、モロッコ、スーダン、ロシア連邦、アルジェリア、中国国際交流 NGO ネットワーク(ビデオで)、性と生殖に関する権利センターInc.、iucenturn e.V.、人口開発アクション・カナダ(ビデオで)、高齢者虐待防止国際ネットワーク、中国貧困緩和財団(ビデオで)、欧州第3世界センター、水環境保健世界機関、Associazione Comunita Papa Giovanni XIII、Edmund Rice 国際 Ltd.

中間コメント: Dainius Puras

意見交換対話

まとめ: Dainius Puras

女性と女兒に対する差別に関する作業部会との意見交換対話
提出文書

10. 変化する仕事の世界での女性の人権に関する女性と女兒に対する差別作業部会報告書(A/HRC/44/51)(翻訳は「公式文書」を参照)

11. 上記報告書付録---ジョージアへの訪問(A/HRC/44/51/Add.1)

報告書プレゼンテーション: Elizabeth Broderick 女性と女兒に対する差別に関する作業部会議長・報告者: 変化する仕事の世界を検討する前に、根深い組織的な差別が、現在の仕事の世界での女性にとって

のあからさまな現実であることを認められなければならない。これは、ゆるぎないジェンダー賃金格差、最も税弱な非正規の仕事への女性の集中、職場でのセクハラと暴力及び女性によって行われている無償のケア労働と家事労働の不相応な割合で証明されている。技術進歩は、新しい可能性を生むかも知れないが、ギグ・エコノミーを含めたデジタル・プラットフォームの成長が、女性の仕事の情報を増やすことにより、女性の経済的不平等を強化することに寄与する可能性があるという危険もある。人口学的変化に関しては、人口の高齢化が、女性のケア責任を強化し、移動労働者を含め、家事・ケア労働者に対する需要を増やすことに繋がる。促進されるグローバル化の傾向に関しては、世界の供給網における女性の雇用は、しばしば悪い労働条件と労働と人権侵害で不安定となっている。持続可能な経済への移行と正しい移行は、女性の雇用にとって機会となる可能性を持つ。しかし、ジェンダー分離を通して、同じ不平等を根付かせる危険がある。仕事の世界に影響を及ぼす傾向とそれが女性に与えるインパクトには万人からの緊急の注意を必要とする。これがなくては、現在のジェンダー不平等と差別が再生されるのみならず、さらに悪化するであろう。

2019年4月1日から12日まで行われたギリシャへの訪問に関しては、女性の人権の推進と保護のための法的・制度的・政策的枠組の点で、ギリシャにおいてかなりの努力が達成されてきた。女性の人権の保護と推進のための包括的な法的枠組が今では設置されているが、実施が遅れており、いくつかの領域で努力が必要とされる。訪問時に、キャンプ内で亡命希望者を抑制する移動政策が女性の脆弱性を悪化させた。本土の新しいキャンプに脆弱なグループを移動させようとする努力にもかかわらず、条件は女性にとって依然として不安定であった。

当該国ステートメント：ギリシャ

意見交換対話：ラトヴィア(諸国グループを代表)、欧州連合、メキシコ(諸国グループを代表)、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、国連ウイメン、リヒテンシュタイン、マレーシア、ベルギー、ロシア連邦、エクアドル、タイ、シエラレオネ、リビア、中国、ヴェネズエラ、チュニジア、キューバ、サウジアラビア、フランス、パキスタン、モンテネグロ、セネガル、アルメニア、インド、フィリピン(ビデオで)、ナミビア、イタリア、イラン、バングラデシュ、インドネシア、南アフリカ、ボツワナ、モロッコ、コスタリカ、クロアチア、バーレーン、イラク、オランダ、ハンガリー、モザンビーク、スーダン、ネパール、ナイジェリア、英国

中間コメント：Elizaeth Broderick：作業部会は、すべてのステイクホルダーとかがわることにコミットしている。仕事の世界の今後の傾向が女性差別を悪化させないことを保障するには、報告書の5つのカギとなる領域での対象を絞った行動が必要である。科学・技術・工学・数学での構造的差別を撤廃するために、一時的特別措置が報告書によって勧められている。経済政策に関しては、ディーセントな賃金と条件を支援するケア・サービスとインフラが優先されるべきである。より良いCOVID-19対応を保障するために、女性の人権が国内・地方・政府の対応チームに女性を平等にかかわらせることのように、女性の人権が回復努力の前面と中央に置かれるべきである。

意見交換対話

7月6日(月)午後 第10回会議

議事項目3(継続)

移動者の人権に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

12. 移動者とその擁護者の結社の自由への権利に関する移動者の人権に関する特別報告者報告書(A/HRC/44/42)
13. 上記報告書付録---ハンガリーへの訪問(A/HRC/44/42/Add.1)
14. 上記報告書付録---ボスニア・ヘルツェゴヴィナへの訪問(A/HRC/44/42/Add.2)
15. 上記報告書付録---ボスニア・ヘルツェゴヴィナのコメント(A/HRC/44/42/Add.3)

報告書プレゼンテーション: Felipe Gonzalez Morales 移動者の人権に関する特別報告者

当該国ステートメント: ハンガリー

意見交換対話: 欧州連合、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、メキシコ(諸国グループを代表)、エクアドル(諸国グループを代表)、国連子ども基金、国連ウイメン、トーゴ、ロシア連邦、エクアドル、タイ、リビア、中国、クロアチア、ヴェネズエラ、チュニジア、フランス、パキスタン、セネガル、アルメニア、インド、フィリピン(ビデオで)、ポルトガル、シリア、スペイン、イラン、バングラデシュ、インドネシア、モロッコ、アフガニスタン、イラク、アイルランド、トルコ、エジプト、モルディヴ、ネパール、ウルグアイ、マーシャル諸島、セルビア、アルジェリア、ニジェール、ミャンマー、エチオピア、スリランカ、レバノン、オランダ、ボリヴィア、チャド、婦人国際平和自由連盟(ビデオで)、友好世界協議委員会、世界拷問禁止団体、フランシスカン・インターナショナル(ビデオで)、水・環境・保健世界機関、Comison Mexicana de Defena y Promocion de los Derechos Humanos 市民協会(ビデオで)、CIVICUS---世界市民参画同盟、人権監視機構、国際和解フェロシップ、中国家族計画協会(ビデオで)

まとめ: Felipe Gonzalez Morales

ハンセン病患者とその家族に対する差別の撤廃に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

16. 権利に基づく行動計画の政策枠組に関するハンセン病患者とその家族に対する差別の撤廃に関する特別報告者報告書(A/HRC/44/46)
17. 上記報告書付録---日本への訪問(A/HRC/44/46/Add.1)
18. 上記報告書付録---ブラジルへの訪問(A/HRC/44/46/Add.2)
19. 上記報告書付録---ブラジルのコメントと(A/HRC/44/46/Add.3)

報告書のプレゼンテーション: Alice Cruz ハンセン病患者とその家族に対する差別の撤廃に関する特別報告者

当該国ステートメント: ブラジル、日本: ここ3年間、特別報告者は、好事例の収集と日本への訪問の報告書の作成を含め、優れた作業を行ってきた。ハンセン病にかかった人々の過去の人権侵害に対処するために日本政府が取った措置の中には、被害者へ公的謝罪と補償の提供がある。政府は、患者の尊厳

を取り戻す努力を払ってきた。世界中のハンセン病患者とその家族に対する差別の撤廃に貢献できるよう、特別報告者の報告書が広く読まれるよう希望する。これらが、日本が、さらに3年間特別報告者のマンデートを延長する決議を提出することに繋がった。日本は、理事会とその他のステイクホルダーが特別報告者との協働を継続するよう奨励する。

意見交換対話: 欧州連合、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、マレーシア、フィジー(ビデオで)、マルタ騎士団(ビデオで)、中国、ヴェネズエラ、インド、ポルトガル、セネガル、エジプト、ネパール、マーシャル諸島、ミャンマー、エチオピア、イラン、モロッコ、国際反ハンセン病協会連盟、the Instituto de Desenvolvimento e Direitos Humanos、中国人権学協会(ビデオで)、国連監視機構(ビデオで)

答弁権行使: イラン

7月7日(火)午前 第11回会議

議事項目3(継続)

女性と女兒に対する差別に関する作業部会との意見交換対話(継続)

意見交換対話: ジブティ、スロヴェニア、ウルグアイ、ジョージア、ミャンマー、ガーナ、日本、パラグアイ、オーストラリア(ビデオで)、イスラエル、エチオピア、コロンビア、シリア、ケニア、人口開発アクション・カナダ(ビデオで)、母親が大事、女性家族計画連盟(ビデオで)、VIVAT インターナショナル、性と生殖に関する権利センターInc.、権利生計賞財団、国際レズビアン・ゲイ協会、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit---COC オランダ(ビデオで)、Ingenieurs du Monde(ビデオで)、世界水環境保健機関

まとめ: Elizabeth Broderick: 構造的差別に関しては、報告書の中の勧告に加えて作業部会は、国々が、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」とすべての関連国際労働機関条約を批准し、これに完全に従うべきであることを強調する。国連システム内で、女性の人権アジェンダは分裂しており、ジェンダー平等が必ずしも包括的に対処されていない。あらゆる領域にわたって、より統一された取組が国連内で求めらる。ジェンダー役割についての固定観念が、職業分離を助長しており、女性を賃金の低い労働に追いやっているが、これを変えるには、新しい産業に女性労働者をより迅速に進めることを含め、政策の転換が必要である。文化的・宗教的・家族の価値が、女性と女兒の人権と相容れないことを再確認する必要がある。完全なサービスへの普遍的アクセスを確保することがジェンダー平等を達成するための基本である。COVID-19 流行は世界中で女性と女兒が直面する差別をさらに悪化させたが、回復が、女性のニーズを優先して仕事の世界を基本的に変化する機会を提供する。

極度の貧困と人権に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

20. 貧困根絶の危険な状態に関する極度の貧困と人権に関する特別報告者報告書(AHRC/44/40)
21. 上記報告書付録---マレーシアへの訪問(A/HRC/44/40/Add.1)
22. 上記報告書付録---スペインへの訪問(A/HRC/44/40/Add.2)
23. 上記報告書付録---マレーシアのコメント(A/HRC/44/40/Add.3)

24. 上記報告書付録---スペインのコメント (A/HRC/44/40/Add.4)

報告書プレゼンテーション: Olivier De Schutter 極度の貧困と人権に関する特別報告者

当該国ステートメント: マレーシア、スペイン、スペイン国内人権機関

意見交換対話: フィンランド(諸国グループを代表)、バレスチナ国(アラブ・グループを代表)、フランス(諸国グループを代表)、欧州連合、チリ(諸国グループを代表)、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、国連子ども基金、トーゴ、パラグアイ、ロシア連邦、マルタ騎士団(ビデオで)、エクアドル、中国、ヴェネズエラ、キューバ、チュニジア、サウディアラビア、フランス、パキスタン、アルメニア、インド、フィリピン(ビデオで)、シリア、イラン、ルクセンブルグ、インドネシア、ボツワナ、モロッコ、イラク、セネガル、スーダン、エジプト、ネパール、ジブティ、アルバニア、ニジェール、ブラジル、ベルー(ビデオで)、東ティモール、ケニア、ボリヴィア、タンザニア連合共和国、エリトリア、経済的・社会的・文化的権利世界イニシャティヴ(ビデオで)、FIAN インターナショナル e.V.、中国貧困緩和財団、フランシスカン・インターナショナル(ビデオで)、水環境保健世界機関、欧州センター---Tiers Monde、Centro de Estudios Leales y Sociales(VELS)市民協会(ビデオで)、CIVICUS---世界市民参画同盟、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit---COC オランダ(ビデオで)、中国人権学協会(ビデオで)

中間コメント: Olivier De Schutter

意見交換対話

まとめ: Olivier De Schutter

7月7日(火)午後 第12回会議

議事項目 3(継続)

女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

25. 女性ジャーナリストに対する暴力と闘う (A/HRC/44/52)(翻訳は「公式文書」を参照)

26. 上記報告書付録---ブルガリアへの訪問(A/HRC/44/52/Add.1)

27. 上記報告書付録---エクアドルへの訪問(A/HRC/44/52/Add.2)

報告書プレゼンテーション; Dubravka Sionovic 女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者 (メディアの報道なし)

ハンセン病患者とその家族に対する差別の撤廃に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

(メディアの報道なし)

性的指向及びその他のアイデンティティに基づく暴力と差別から保護に関する独立専門家との意見交換対話

(メディアの報道なし)

7月8日(水)午前 第13回会議

人権の推進と保護に関して新たに出現しているデジタル技術のインパクト、機会、課題に関するパネル討論

議長: Ms. Ursula Owusu-Ekuful 閣下ガーナ通信大臣(ビデオで)

開会ステートメント: Ms. Nada Al-Nashif、国連人権副高等弁務官

パネリストのステートメント

1. Ms. Ursula Owusu-Ekuful 閣下ガーナ通信大臣(ビデオで)
2. Mr. Changrok Soh 人権理事会諮問委員会委員(ビデオで)
3. Ms. Maria Paz Canales Derechos Digitales 部長(ビデオで)
4. Mr. Steve Crown マイクロソフト副会長・顧問弁護士(ビデオで)

討論: スウェーデン(諸国グループを代表)、欧州連合、デンマーク(北欧・バルチック諸国を代表)、ドイツ(諸国グループを代表)、韓国(諸国グループを代表)、ヴァヌアトゥ(諸国グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、国連ウイメン、ドイツ、国連子ども基金、タイ、カタール、中国、パナマ、ロシア連邦、パキスタン、セネガル、ヴェネズエラ、インド(ビデオで)、オーストラリア、イラン、メキシコ、インドネシア、世界ユダヤ人会議、マイノリティ権利グループ、脅威にさらされた諸国民協会、アムネスティ・インターナショナル(ビデオで)、ヘルプエイジ・インターナショナル(ビデオで)、ジュネーヴ権利開発国際機関

まとめ: Ursula Owusu-Ekuful, Changrok Soh, Maria Paz Canales

議事項目3(継続)

国内避難民の人権に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

28. 国内避難の状況での障害者についての国内避難民の人権に関する特別報告者報告書(A/HRC44/41)
29. 上記報告書付録---イラクへの訪問(AHRC44/41/Add.1)

報告書のプレゼンテーション: Cecilia Jimenez-Dary 国内避難民に関する特別報告者

当該国ステートメント: イラク

意見交換対話: 欧州連合、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、マレーシア、フィジー(ビデオで)、ロシア連邦、ジブティ、パレスチナ国、リビア、中国、アフガニスタン、サウジアラビア、ヴェネズエラ、アルメニア、フィリピン(ビデオで)、メキシコ、インドネシア、ボツワナ、モロッコ、コロンビア、エルサルヴァドル、アゼルバイジャン、スーダン、エジプト、ナイジェリア、マルタ騎士団(ビデオで)、ジョージア、セルビア、ノルウェー、ニジェール、南スーダン、ミャンマー、デンマーク

中間コメント

意見交換対話

7月8日(水)午後 第14回会議

気候変動の状況での障害者の権利に関するパル討論

議長: Mr. Juraj Podhorsky 閣下 人権理事会副議長

開会ステートメント: Ms. Nada Al-Nashif 国連人権副高等弁務官

パネリストのステートメント

1. Ms. Catalina Devandas Aguilar 障害者の権利に関する特別報告者
2. Ms. Amalia A. Decena フィリピン Cagayan 障害者協会会長
3. Mr. Sebastien Jodoin McGill 大学法学部助教・人権環境カナダ調査機関議長(ビデオで)
4. Ms. Deborah Iyute Oyuu ウガンダ国内障害者連合プログラム担当官(ビデオで)

討論: フィンランド(諸国グループを代表)、欧州連合、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ヴェトナム(東南アジア諸国連合を代表)、ナウル(諸国グループを代表)、メキシコ(諸国グループを代表)、バングラデシュ(諸国グループを代表)、ネパール、エクアドル、国連ウィメン、フィジー(ビデオで)、国連子ども基金、シエラレオネ、中国、パキスタン、セネガル、アルメニア、ヴェネズエラ、イラン、チリ、キューバ、インドネシア、イラク、ニュージーランド国内人権委員会(ビデオで)、国際環境法センター、Associazione Comunita Papa Giovanni さ XXIII、Earthjustice、Institut International pour les Droits et le Developpement、Institut International de l'ecologie Industrielle et de l'Economie Verte

まとめ: Catalina Devandas Aguilar, Sebasien Jodoin McGill, Deborah Iyute Oyuu

議事項目 3(継続)

性的指向とジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別からの保護に関する独立専門家との意見交換対話(継続)

提出文書

30. いわゆる「転換療法」の慣行---性的指向とジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別からの保護に関する独立専門家報告書(A/HRC/53)
31. 上記報告書付録---ウクライナへの訪問(A/HRC/53/Add.1)
32. 上記報告書付録---ウクライナのコメント(A/HRC/53/Add.2)

報告書プレゼンテーション: Victor Madrigal-Borloz 性的指向とジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別からの保護に関する独立専門家

意見交換対話: ウルグアイ(諸国グループを代表)、欧州連合、デンマーク(北欧・バルチック諸国を代表)、ドイツ、アイルランド、国連子ども基金、国連ウィメン、リヒテンシュタイン、ベルギー、中国、エクアドル、ヴェネズエラ、フランス、キューバ、モンテネグロ、オーストラリア、ポルトガル、スペイン(ビデオで)、パナマ、ルクセンブルグ、南アフリカ、コスタリカ、チェコ共和国、オランダ、ギリシャ、フィンランド、オーストリア、ネパール、英国、イスラエル、アルバニア

中間コメント: Victor Madrigal-Borloz

意見交換対話

答弁権行使: アルメニア、アゼルバイジャン

7月9日(木)午前 第15回会議

議事項目3(継続)

国内避難民の人権に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

意見交換対話: 国連難民高等弁務官事務所(ビデオで)、オーストリア、ウクライナ、国際赤十字委員会(ビデオで)、スイス、ブルキナファソ、パキスタン、マリ、ホーリーシー(ビデオで)、世界国内人権機関同盟(ビデオで)、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、国際人種差別撤廃団体、Alsalam 財団、中国人権学協会(ビデオで)、イラク開発団体、ジュネーヴ国際権利開発機関、国際障害者同盟

まとめ: Cecilia Jimenez-Camary

司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

33. 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者報告書(A/HRC/44/38)

報告書プレゼンテーション: Agnes Callamard 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者

意見交換対話: 欧州連合、アイスランド(北欧諸国を代表)、イラン、リヒテンシュタイン、キューバ、パレスチナ国、リビア、アフガニスタン、ヴェネズエラ、フランス、パキスタン、インド、オーストラリア、シリア、パナマ、イラク、ナイジェリア、英国、オランダ、南スーダン、トルコ、ウルグアイ、スイス、中国、オーストラリア法律会議(ビデオで)、Centro de Estudios Legales y Sociales 市民協会(ビデオで)、人権監視機構、Conectas Diretos Humanos、Comission Mexicana de Defensa y Pomocion de los Derectos Humanos 市民協会(ビデオで)、世界拷問禁止団体、弁護士の人権監視機構カナダ(ビデオで)、Edmund Rice インターナショナル Ltd.、国際弁護士団体、北西人権団体連合

中間コメント: Agnes Callamard

意見交換対話

まとめ: Agnes Callamard

平和的集会と結社の自由の権利に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

34. 全世界市民のスペース 10 年保護に関する平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/44/50)
35. 上記報告書付録---スリランカへの訪問(A/HRC/44/50/Add.1)
36. 上記報告書付録---ジンバブエへの訪問(A/HRC/44/50/Add.2)
37. 上記報告書付録---ジンバブエのコメント(A/HRC/44/50/Add.3)
38. 上記報告書付録---各国政府に伝えられた通信に関する見解と受領した回答(A/HRC/44/50/Add.4)

報告書プレゼンテーション: Clement Nyaletsossi Voule 平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者

当該国ステートメント: スリランカ、ジンバブエ、ジンバブエ人権コミッショナー

意見交換対話: チェコ共和国(諸国グループを代表)、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、リトアニア(北欧諸国を代表)(ビデオで)、欧州連合、国連子ども基金、パレスチナ国、中国、フランス、キューバ、オーストリア、モンテネグロ、アイルランド、アルメニア、チュニジア、ヴェネズエラ、インド、フィリピン(ビデオで)、スペイン(ビデオで)、ヨルダン、インドネシア

7月9日(木)午後 第16回会議

議事項目 3(継続)

性的指向とジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別からの保護に関する独立専門家との意見交換対話(継続)

意見交換対話: ブラジル、マルタ、ジョージア、アイスランド、イタリア、青年の選択肢セクシュアリティの縫合(ビデオで)、Federatie van nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homossexualiteit---COC オランダ(ビデオで)、国際レズビアン・ゲイ連盟欧州地域、Asociacion HazteOir 団体、国際レズビアン・ゲイ協会、LGBT の権利スウェーデン連盟---RESL、権利生計賞財団、国際ヒューマニスト倫理連合

まとめ: Victor Madrigal-Borloz

答弁権行使: ブラジル、ブルキナファソ、サウディアラビア、メキシコ

人権と国際連帯に関する独立専門家との意見交換対話

提出文書

39. 国際連帯と気候変動についての人権と国際連帯に関する独立専門家報告書(A/HRC/44/44)
40. 上記報告書付録---カタールへの訪問(A/HRC/44/44/Add.1)
41. 上記報告書付録---カタールのコメント (A/HRC/44/44/Add.2)
42. 上記報告書訂正版---(A/HRC/44/44/Add.2/Corr.1)

報告書のプレゼンテーション: Obiora C. Okafor 人権と国際連帯に関する独立専門家

当該国ステートメント: カタール

意見交換対話: 欧州連合、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、国連ウィメン、ホーリーシー(ビデオで)、トーゴ、キューバ、ロシア連邦、ジブティ、アンゴラ、リビア、中国、エクアドル、マレーシア、ヴェネズエラ、チュニジア、フィリピン(ビデオで)、ヨルダン、インドネシア、モロッコ、イラク、エジプト、ナイジェリア、バハマ、アルジェリア、チャド、Earthjustice、Terra de Direitos(ビデオで)、Conselho Indigenista Missionario(ビデオで)、国際国連青年学生運動、南の青年団体(ビデオで)、Alsalam 財団、バーレーンの民主主義の人権の他のアメリカ人 Inc.、イラク開発団体、Institut International pour les Droits et le Developpement

中間コメント: Obiora C. Okafor

意見交換対話

まとめ: Obiora C. Okafor

人権と多国籍業に関する作業部会との意見交換対話

提出文書

43. 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会報告書(A/HRC/44/43)
44. 上記報告書付録---ジョージアへの訪問(A/HRC/44/43/Add.1)
45. 上記報告書付録---ホンデュラスへの訪問(A/HRC/44/43/Add.2)
46. 上記報告書付録(A/HRC/44/43/Add.4)

報告書プレゼンテーション: Anita Ramasastry 人権と多国籍企業及びその他の企業に関する作業部会議長

当該国ステートメント: ジョージア、ホンデュラス

意見交換対話: 欧州連合、ブルキナファソ(アフリカ諸国を代表)、オランダ(諸国連合を代表)、ロシア連邦(諸国グループを代表)、ドイツ、バレスチナ国、ベルギー、**日本**、エクアドル、アルメニア、ヴェネズエラ、フィリピン(ビデオで)、シリア、スペイン(ビデオで)、ヨルダン、インドネシア、モロッコ、モザンビーク、アイルランド、ネパール、英国、ガーナ、国内人権機関世界同盟(ビデオで)、欧州センター---tiers monde

7月10日(金)午前 第17回会議

議事項目3(継続)

平和的集会と結社の自由への権利に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

意見交換対話: ボツワナ、イラク、ニュージーランド、オランダ、ベルギー、パキスタン、スーダン、エジプト、モルディヴ、ネパール、英国、スイス、ジョージア、エクアドル、ウクライナ、ニジェール、ミャンマー、チリ、南スーダン、キルギスタン、イラン、ナミビア、ロシア連邦、国際差別人種主義反対運動(IMADR)、Reseau Europeen pour l'Engalite des Langues、ヘルシンキ人権財団、脅威にさらされる諸国民協会、CIVICUS---世界市民参画同盟、アメリカ市民の自由連合、第19条---国際検閲禁止センター、人権ハウス財団、中国国連協会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ Inc.、Alsalam 財団めり

中間コメント: Clement Nyaletsossi Voule

意見交換対話

まとめ: Clement Nyaletsossi Voule

議事項目 4: 理事会の注意を必要とする人権状況

ベラルーシの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

1. ベラルーシの人権状況についてのベラルーシの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/44/55)

報告書プレゼンテーション: Anais Marin ベラルーシの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: ベラルーシ

意見交換対話: フィンランド(諸国グループを代表)、欧州連合、エストニア、ベルギー、フランス、オーストラリア、チェコ共和国、リトアニア(ビデオで)、オランダ、アイルランド、オーストリア、スイス、スロヴァキア、ポーランド、英国、ドイツ、人権ハウス財団、国際人権同盟連盟、第 19 条---国際検閲禁止センター、アムネスティ・インターナショナル

まとめ: Anais Marin

7月10日(金)午後 第18回会議

記事項目 3(継続)

人権と多国籍企業及びその他の企業に関する作業部会との意見交換対話(継続)

意見交換対話: フランス自由---Danielle Mitterrand 財団、スイス国際平和 Brigades、アジア・フォーラム、NGO 調査機関、脅威にさらされる諸国民協会、ジュネーヴ権利開発国際機関、中国人権学協会、イラク開発団体、バーレーンの人権と民主主義のためのアメリカ人 Inc.

まとめ: Anita Ramasastry

意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

47. 病気の流行と意見と表現の自由についての意見と表現の自由の推進と保護に関する特別報告者報告書(AHRC/44/49)

48. 上記報告書付録---エチオピアへの訪問(A/HRC/44/49/Add.1)

49. 上記報告書付録---エチオピアのコメント(A/HRC/44/49/Add.3)

報告書のプレゼンテーション: David Kaye 意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者

当該国ステートメント: エチオピア

意見交換対話: カナダ(諸国グループを代表)、欧州連合、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、スウェーデン(北欧・バルチック諸国を代表)、コスタリカ(諸国グループを代表)、パラグアイ、カタール(ビデオで)、バレスチナ国、シエラレオネ、ロシア連邦、オランダ、リビア、中国、エクアドル、サウディアラビア、フランス、キューバ、パキスタン、モンテネグロ、アルメニア、ヴェネズエラ、テュニジア、ラトヴィア、インド、フィリピン(ビデオで)、オーストラリア、ヨルダン、インドネシア、ルクセンブルグ、南アフリカ、バーレーン、チェコ共和国、イラク、ベルギー、レバノン、ギリシャ、アイルランド、オーストリア、エジプト、ヴェトナム、ネパール、ナイジェリア、英国、韓

国、スイス、ジョージア、ウクライナ、ニジェール、スロヴァキア、国連教育科学文化機関、シンガポール、南スーダン、チャド、ベラルーシ、アフガニスタン、マレーシア、ミャンマー、カンボディア、ヘルシンキ人権財団、第 19 条---国際検閲禁止センター、国際ヒューマニスト倫理連合、国際人権サーヴィス、国際弁護士協会、国際ユダヤ人弁護士法律家協会、カイロ人権学研究所、人権ハウス財団、Conectas Direitos Humanos、CIVICUS、アムネスティ・インターナショナル

中間コメント: David Kaye

意見交換対話

まとめ: David Kaye

7月13日(月)午前 第19回会議

女性の人権に関する年次丸一日の討論

パネル 1: 人道の場での女性と女兒に対する説明責任

議長: Ms. Elisabeth Tichy-Fisslberger 閣下 国連人権理事会議長

開会ステートメント

1. Ms. Al-Nashif 国連人権副高等弁務官: 現在の様々な人権危機の重なり合いを仮定すれば、この討論の話題は重要な関連性を持つ。世界中での危機は、ますます長引き、複雑になっている。つまり、強制移動に費やされる平均時間は、今では 26 年になると推定されている。昨年、国連人口基金は、気候変動、COVID-19 及び紛争のために、2022 年までに支援を必要とするかも知れない人々の数が 2 億人となる状態で、15 歳から 49 歳までの 3,500 万人の女性と女兒が支援を必要としているものと見積もった。人権理事会は、危機の状況においてさえ、人権に基づく説明責任の幅広いヴィジョンが極めて重要であることを強調した。今日、緊急を要する仕事は、人道の場で女性と女兒が直面している様々な人権侵害に説明責任メカニズムがどのように対応できるかを考えることである。最近、ミャンマーに関する独立国際事実確認ミッションが、性暴力とジェンダーに基づく暴力を含め、ロヒンギャの女性と女兒に対する重なり合う人権侵害を文書化している状態で、人権侵害の捜査がジェンダー対応を統合することを保障する際に、ある程度の進歩があった。ヴェネズエラでは、2019 年に、人権高等弁務官は、厳しい中絶制限と並んで、いくつかの都市では利用できる避妊法が全くない状態で、性と生殖に関する健康サーヴィスへのアクセスが限られていることを文書化した。これら捜査は、人道の場で女性と女兒が受けている権利侵害の連続を理解することの重要性を強調した。

2. メアリー デンマーク王女(ビデオで): 人権は、状況にかかわらず、生まれてから死ぬまで、世界のすべての人々に属する基本的権利と自由である。人権は、緊急事態が始まった時に終わるものではない。緊急事態が始まった時に妊娠が終わるわけではないのと同じである。緊急事態が始まった時に、出産が終わるわけではないとの丁度同じである。性暴力とジェンダーに基づく暴力も、緊急事態が始まった時に終わるわけではない。むしろ反対に、暴力は増加する。世界的に保健施設が過重な重荷を負い、供給網が破壊している時に、女性と女兒は、性と生殖に関する健康サーヴィスを含め、特に人道の場で、基本的な保健サーヴィスにアクセスする際に制限に直面している。閉鎖は子どもに対する暴力と搾取の危険を増す。国連教育科学文化機関は、COVID-19 が、世界中の子どもの 70%以上の通学にイ

ンパクトを与えたものと見積もっている。緊急事態状況の中で暮らしている女兒は、学校に戻れないという特別な危険にさらされている。危機時の女性と女兒の脆弱性は、弱さの印ではなく、不平等の印である。何よりも女性と女兒は力強く、機知に富んでいる。これまで以上に、現在の保健危機は、国際社会が協力する必要性を示している、つまり、統一の力と力を合わせることの力は、世界最高の武器であることを示している。国際社会と人道団体は、解決策を立案し、それを実施する時に、女性と女兒のユニークな脆弱性を考慮しなければならない。

とよ 司会者とパネリストによるプレゼンテーション

1. Mr. Tammam Aloudat スイス国境なき医師団アクセス・キャンペーン副事務局長・パネル司会者: 人道行為者による直接的介入は、救命介入に重点を置いた第一義的な医療介入となる傾向にある。しかし、これは、ある状況では急速に不十分なものとなり、悪影響を受けている地域社会のある集団の多面的な弱体化を助長する。人道の場での女性と女兒の保護と説明責任は、「物理的サービス」を提供する人道活動家、医師と看護師、ロジスティシャン、管理者の活動の個々の筋を通してこれらから離れて行うことはできない。この道を推し進めることができるのは、特に、彼らの地域社会とのかかわりと、責任と意思決定の地域の行為者と地域社会の構成員へのかなりの転換を通して、まさにこれら人道活動家がいるという要件と期待によるのである。これは指標と標準的活動手続きの変化というよりはむしろ人道活動家のミッションと価値の文化とこれに対する理解の変化である。残念なことに、これはより難しい道ではあるが、必要であり長く遅れていたものである。
2. Ms. Tatiana Mukanire 性暴力サヴァイヴァーの国内ネットワーク国内コーディネーター（コンゴ民主共和国）（ビデオで）: レイプなど存在しないまたはそれほど深刻ではないと信じている人々がまたいるが、これは馬鹿馬鹿しく腹立たしい！ レイプと性暴力は、息をさせておきながら人を殺す最も屈辱的な方法である。レイプされることは、いくつかの言葉と同意語であり、破れた、取り返しのつかない魂を抱いて、肉体の中で死ぬことである。今日この苦しみを和らげるものがある、つまり、質の高い包括的なケアと賠償である。人々はしばしば、女性を教育することは国全体を教育することであると言う。世界は、一人の女性を破壊することは国全体を破壊することであることを理解したことがあるだろうか？ 賠償とは、女性にとっては、立ち直るチャンスを与える間に、加えられた害悪を認めることと同義語なのである。それぞれの国で、被害者とサヴァイヴァーに与えられた損害に対する賠償を奨励することにより、痛みを和らげるために、サヴァイヴァーのために、Denis Mukwege 博士と Nadia Murad によって始められた世界基金に包括的なケアと支援の提供のみならず、紛争中及び紛争後の性暴力の問題に関連するすべての政策の立案と実施にサヴァイヴァーとの相談とその直接的かかわりを要請する。
3. Ms. Sara Hossain 弁護士・バングラデシュ法的援助サービス信託名誉事務局長（バングラデシュ）（ビデオで）: ある者は出席できるが、またある者はその運動の中に制限されたままである流行病中に、この討論は行われている。人道の場での女性と女兒の流行病の経験は、大変に異なっており、あまりにも多くの人々が、携帯電話やインターネットへのアクセスを奪われている。技術へのアクセスとこれがどのように権利の問題に関連しているかに対する理解は、人道の場で女性と女兒のために説明責任を確立することにとって極めて重要である。理事会は、調査機関のマנדートを開発することにより、女性と女兒のための保護を提供するために、支援を動員する際に効果的なミャンマーに関する独立国際事実確認ミッションのように、良好な経験を土台としなければならない。実際、人道状況で暮らしている多くの者にとって、国際司法を通じた説明責任の見通しは、依然として遠い、手の届かないものである。

だからこそ、現地での既存の制度が、いかに女性と女兒が国際的犯罪の被害者であることから自分の生活を管理し前進することへと移動する手助けができるかを検討することが重要である。

4. Ms. Enid Muthoni Dniga 性と生殖に関する権利センター世界法律プログラム上級副会長(ケニア): 人道の場での女性と女兒の人権の領域での理事会の努力を歓迎し、世界的流行病、紛争と自然災害の広がり、一般的な人権、特にジェンダーの権利と女性の権利に対するバックラッシュの時期にこの勢いを土台とし続けるよう理事会に要請する。人道と開発の関係をつなげる必要性に関しては世界的なコンセンサスがあり、この対話の中で人権の中心性を強調している。人道の場は、深く根差した組織的な差別のパターンをさらに悪化させており、女性と女兒の権利はしばしば緊急事態時には無視され、優先事項から外された。効果的な説明責任メカニズムは法的・刑事的説明責任を越えなければならない、暴力の被害者とサヴァイヴァーに意味ある効果的な救済策を与える能力のみならず、女性と女兒の完全で、平等で効果的で、意味あ参画を必要とする。これを達成するには、人道の場での女性と女兒のための説明責任に関する人権理事会のイニシャティヴが説明責任の環を確保する手助けをするであろう。

意見交換対話: 欧州連合、デンマーク(北欧・バルチック諸国を代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ルクセンブルク(諸国グループを代表)、フィジー(諸国グループを代表)、カナダ(フランス語圏諸国を代表)、カタール、国連ウイメン、ドイツ、アンゴラ、パキスタン、セネガル、アルメニア、ヴェネズエラ、インド、スロヴェニア(ビデオで)、スイス、スウェーデン性教育協会、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、権利生計賞財団、性と生殖に関する権利センターInc.、シーク人権グループ、Asociacion HazteOir 団体

まとめ

1. Tammam Aloudat: COVID-19 の直接的影響は、対処される必要がある。同時にこれは、皆が備えておく必要のある今後の課題の単なるストレスと考えることもできよう。
2. Tatiana Mukanire(ビデオで); 自分の生活を改善するために何が必要かを知っている唯一の人たちであるので、サヴァイヴァーをかかわらせることが重要である。
3. Sara Houssain(ビデオで): 管理と働きの必要性を考慮しつつ、女性と女兒を中心に据えることが重要である。重要な好事例は、保健部門と司法部門を協力させることである。COVID-19 の状況では、人権は女性の権利でもあることを思い出すことが特に重要である。
4. Enid Muthoni Ndiga: 持続可能なように女性と女兒の参画を高めるために、これまでは排除されてきたセクターと活動に彼女たちをかかわらせる場と機会を提供することが重要である。この目的で、人道介入の革新的機会を捉えなければならない。例えば、説明責任が高められ、性と生殖に関する健康サービスが人道の状況で提供されなければならない。

7月13日(月)午後 第20回会議

議事項目4(継続)

裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

2. 裁判官と弁護士についての裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者報告書(A/HRC/44/47)
3. 上記報告書付録---ウズベキスタンへの訪問(A/HRC/44/47/Add.1)

4. 上記報告書付録---ホンデュラスへの訪問(A/HRC/44/47/Add.2)
5. 上記報告書付録---ウズベキスタンのコメント(A/HRC/44/47/Add.3)
6. 上記報告書付録---ホンデュラスのコメント(A/HRC/44/47/Add.4)

報告書のプレゼンテーション: Diedo Garcia-Sayan 裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者

当該国ステートメント: ホンデュラス、ウズベキスタン

意見交換対話: 欧州連合、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、バレスチナ国(アラブ・グループを代表)、ペルー(諸国グループを代表)(ビデオで)、ロシア連邦、アンゴラ、リビア、中国、アフガニスタン、フランス、キューバ、パキスタン、アルメニア、エクアドル、ヴェネズエラ、スウェーデン、チュニジア、インド、フィリピン(ビデオで)、オーストラリア、イラン、ヨルダン、ボツワナ、モロッコ、イラク、ハンガリー、リトアニア(ビデオで)、アゼルバイジャン、エジプト、モルディヴ、ネパール、アルバニア、ペルー(ビデオで)、ボリヴィア、カタール、コンゴ民主共和国、ブルキナファソ、国際開発法機関、メキシコ、ギリシャ、キプロス、欧州法律司法センター、弁護士の権利監視機構カナダ、国際弁護士協会、国際法律家委員会、Sociedade Maranhense de Direitos Humanos、北京 Zhicheng 移動労働者法的支援調査センター、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、国際人権サービス、全世界基督教徒連帯、中国人権学協会

中間コメント: Diego Garcia Sayan

意見交換対話

まとめ: Diego Garcia Sayan

議事項目 3(継続)

報告書のプレゼンテーション

提出文書

50. 女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関報告書(A/HRC/44/3)(翻訳は「公式文書」を参照)
51. 普遍的定期的レビューへの参加のための任意基金の活動に関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/44/18)
52. 普遍的定期的レビューの実施における財政的技術的援助任意基金の活動に関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/44/19)
53. 集会の状況での人権の推進と保護に与える新技術のインパクトに関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/44/24)
54. 市民社会スペース: 国際・地域団体とのかかわりに関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/44/25)
55. スポーツにおける人種とジェンダー差別の重なり合いに関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/44/26)
56. 民間セクターのような非国家行為者に対処するものを含め、汚職と闘うための国内戦略に人権を統合する際に国家が直面する課題と適用される好事例に関する国連人権高等弁務官事務所報告書

(A/HRC/44/27)

57. 人権分野での国際協力の実施と強化に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/44/28)
58. 女性と女児の人権に与える武器の転用と無規制のまたは違法な武器取引のインパクトに関わる国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/44/29)
59. 気候変動の状況での障害者の権利の推進と保護に関する分析的調査に関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/44/30)
60. 移動者の人権に関する事務局メモ(A/HRC/44/31)
61. 国家を基盤としない苦情処理メカニズムを通じた企業関連の人権侵害の被害者のための説明責任と救済策へのアクセスの改善に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/44/32)
62. 上記報告書付録---説明メモ(A/HRC/44/32/Add.1)
63. 女性性器切除撤廃についての専門家グループ会議に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/44/33)(翻訳は「公式文書」を参照)
64. 先住民族の権利についてのパネル討論に関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/44/34)
65. 先住民族の代表者の参画を高め方法と彼らに影響を及ぼす問題に関する人権理事会の会議の制度についての会期間意見交換対話に関する国連人権孤島弁務官事務所の概要報告書(A/HRC/44/35)
66. 女性の人権に関する年次丸一日の討論に関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/44/36)(翻訳は「公式文書」を参照)
67. 自由を奪われた人々の権利を推進し保護するための技術協力と能力開発: 囚人の扱いのための国連標準最低規則と女性囚人の扱いと女性犯人の非拘束措置のための国連規則に関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/44/37)
68. 健全な環境を通じた子どもの権利の実現に関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/44/30)

報告書プレゼンテーション: Peggy Hicks 国連人権高等弁務官事務所テーマ別かわり・特別手続き・開発への権利部部長

議事項目 4(継続)

ミャンマーの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

口頭による進捗報告書プレゼンテーション: Thomas Andrews ミャンマーの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: ミャンマー

意見交換対話: 欧州連合、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、カナダ、リヒテンシュタイン、タイ、エストニア、朝鮮人民民主主義共和国、中国、**日本**、サウディアラビア、フランス、ベルギー、ヴェネズエラ(ビデオで)、スウェーデン、フィリピン(ビデオで)、オーストラリア

答弁権行使: トルコ、アゼルバイジャン、中国

7月14日(火)午前 第21回会議

女性の権利に関する丸一日の年次討論

パネル 2: COVID-19 と女性の権利

議長: Mr. Nasir Ahmad Andisha 閣下 人権理事会副議長

開会ステートメント

1. Ms. Peggy Hicks 国連人権高等弁務官事務所テーマ別かわり・特別手続き・開発への権利部部長: COVID-19 の流行は、不均衡なインパクトを与えつつ速度を速め続けている。つまり、女性と女兒は、固有の脆弱性のためではなく、むしろ以前から存在する差別と不平等のためにより高い危険にさらされている。国連人口基金は、もし制限的措置が6か月続くと、世界的にジェンダーに基づく暴力がさらに3,100万件になるであろうと推定している。ジェンダー平等は選択肢ではなく、このような時期に投げ捨てることもできない。実際、これは危機を克服する基本である。ジェンダー平等は、既存の戦略、つまり「持続可能な開発 2030 アジェンダ」、「北京宣言と行動綱領」及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を適切に実施するために、今、必要とされる。危機は、女性の指導力---女性が責任を持つ多くの場所でのより効果的な COVID-19 対応で---の力を示してきた。世界は、連帯、調整、多国間主義、そしていつも女性と女兒の平等な参画を通して初めてこの歴史的課題を克服するであろう。事務総長は、最近始まった「人権行動の呼びかけ」と COVID-19 に関するその政策説明書とガイダンスを含め、ジェンダー平等と取り組むことが極めて重要であることを強調してきた。

2. Ms. Arancha Gonzalez Laya 閣下 欧州連合とスペインの協力外務大臣(ビデオで): この流行病の始まりから、スペインは、持続可能で変革的な回復を保証する調整された効果的対応を進めるために、多国間レベルで活動してきた。この目的で、国際社会は、その計画と政策の中心に人権を据えることによって行動しなければならない。第一に、女性が COVID-19 流行への対応に関する企画と意思決定のあらゆる段階に効果的にかかわらなければならない。女性と女兒に対する暴力という流行病を免れている国は世界にない。ジェンダーに基づく暴力の記録を持つ国々で、この暴力は平均 30%増加してきた。世界がどのように対応するかが、今やすべての社会の未来とこの危機が人権に与えるインパクトを普遍的に形成するであろう。だからこそこの流行病に対応し回復するための経済政策が女性に与えるインパクトに特に対処しなければならないのである。最後に、世界は、真に効果的な政策を実施するためにより多くのより良いデータを必要としている。この前提の下に、スペインは、国連と地域機関内で具体的なイニシアティブを推進し、経済的正義と権利に関する北京+25 世代間平等フォーラム行動連合のような重要なイニシアティブを主導している。

パネリストのステートメント

1. Ms Editar Adhiambo Ochieng 平和権司法センターのためのフェミニスト創設者、ケニアの Kibera 非正規セトルメントのフェミニスト活動家(ビデオで): 草の根の女性の声を引き出すことは大変に重要である。流行病が世界を襲っている間に、これは非正規のセトルメントにいる女性と女兒にとっても波及効果があったので、ケニア出身であるのでこれは本当に難しかった。女性たちは経済的に、社会的に様々に苦しんできたので、ケニア出身であると、この状況で多くの者にとってこれは非常に難しかった。Kibera では、この流行病中に、毎日幼い女兒と 10 代の女兒が親密な親戚によってレイプされたり汚されたりする事件が5件以上あった。平和権司法センターのためのフェミニストは、Kibera のほとん

どの女性は家事労働者であり増加するドメスティック・ヴァイオレンスを経験してきたので家にとどまっていることがあまりにも難しくなったために職を失う者もあったので、女性のために安全なスペースを生み出す手助けをした。Kimbera での流行病中の女性の生活は大変に難しく、彼女たちは稼ぎ手ではあるが、今では家族を養うこともできず、一層のドメスティック・ヴァイオレンスを経験しているが、声を上げることもできず、多くの者がコロナウィルスの存在を信じていない環境で暮らしている。センターは、地域社会に石鹸を提供し、同時に地域社会にお返しをするプロジェクトで女兒を支えるために石鹸を造り、性暴力とジェンダーに基づく暴力の問題と性と生殖に関する健康について話をし、女性たちにコンドームや避妊具を提供している。

2. Dr. Natalia Kanem 国連人口基金事務局長(ビデオで): 世界は、COVID-19 流行中に、女性の性と生殖に関する健康と権利を積極的に支持しなければならない。世界が現在目撃しているジェンダーに基づく暴力とフェミサイドの驚くほどの増加に対処する必要性を強調する。事態は緊急を要する。これはすべての国々に悪影響を及ぼしている。これまでのところ、146 の加盟国が、家庭内の平和を現実のものにすることを誓約した。国連人口基金は、加盟国と共に立ち上がり、すべての国々にこの誓約に加わるようアピールしている。基金は、助産師に個人保護機具を提供しており、難民・国内避難民キャンプの女性と思春期の女子に、家族計画サービスと石鹸と生理用品の入った尊厳キットも提供している。その作業は、誰が取り残されていますか？ それはなぜですか？ と尋ねることから始まらなければならない。国内の統計機関との協力を通して、国連人口基金は、COVID-19 に対して脆弱な母集団の地図を作成し、最も危険にさらされている人々を対象とするよう国々を手助けしている。世界の社会が COVID-19 を征服するために力を合わせるに連れて、基金は、家庭を平和にし、女性と女兒の権利と選択肢を擁護するために、女性と男性、女兒と男児、すべての人々と共に団結して活動しなければならない。

3. Ms. Jayati Ghosh、インド Jawaharlal Nehru 大学経済学教授(ビデオで): COVID-19 の危機は、家庭と地域社会内での家父長的抑圧を可能にする関係性の不平等と権力構造を強化してきた。この流行病とロックダウンのような抑制措置は、男性よりも女性の生計により厳しいインパクトを与えてきた。女性労働者に不相応なインパクトを与える一つの大きな理由は、特に開発途上国で、女性が法的保護も社会保護もない非正規労働者である可能性がより高いことである。世界はどのようにこれら複雑で実存的な課題のすべてに対処できるだろうか？ 世界には世界的な新規巻き直しが必要であることは明らかであり---それも多彩なものでなければならない。それは緑色で青いものでなければならない。増加する公共支出は、特に、環境を認め、尊重し、保存すること、それに従って生産と消費のパターンを変えることに向けられなければならない。それはケア・エコノミーに重点を置いて、紫色でなければならない。それは、不平等に対処しこれを減らすことに重点を置いた赤でなければならない。このすべてに国際協力が必要であり、だからこそ、この多彩な新規巻き直しは範囲が世界的でなければならないのである。これは不可能なアジェンダと思えるかも知れないが、制約は主として政治的なものである。

4. Ms. Plumzile MlamboNgcuka ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのために国連機関(国連ウイメン)事務局長(ビデオで): 世界中で女性は継続して政治の指導的地位に対する障害に直面している。世界中で、女性は、議会の上院・下院で、議席の丁度 25% を占めている。同時に女性指導者たちは、流行病に対するその対応に対して称賛されてきた。彼女たちは「カーヴを平らにし」、透明性、公的かわり、科学に基づく意思決定で指導的地位の新しい基準を築いた。各国政府には、流行病に対応する際に、女性を前面と中央に押し出す責任がある。女性のかかわりは、法律・政策・予算の意思決定プロセスのあらゆる段階で極めて重要である。これには、女子差別撤廃委員会と「北京行動綱領」でしばしば

勧められているような一時的特別措置を必要とするかも知れない。女性は、公共の言説に参加する女性に対するオンライン暴力の危険を減らす政策と共に、インターネットについての情報にもアクセスしなければならない。わずか一握りの国家と政府の長である女性は、流行病に対する持続可能な解決策をどのように見つけるかを世界に示しつつある。世界はその例に倣い、流行病中及びこれを超えてもっと多くの女性が指導者としてまたロールモデルとして彼女たちに加わることができることを保障しなければならない。

意見交換対話: オーストラリア(ビデオで)、ナミビア(ビデオで)、欧州連合、ノルウェー(北欧・バルチック諸国を代表)、スイス(諸国グループを代表)、デンマーク(諸国グループを代表)、チリ(諸国グループを代表)、モナコ、エクアドル、カタール、アンゴラ、中国、ベルギー、ヴェネズエラ、チュニジア、インド、シリア、イラン、チリ、キューバ、インドネシア、ブラジル、ボツワナ、南アフリカ、オランダ、ギリシャ、スーダン、アジア太平洋女性リソース調査センター、婦人国際平和自由連合、国際家族計画連盟、欧州地域国際ゲイ・レズビアン連盟、人口開発アクション・カナダ、プラン・インターナショナル Inc.

まとめ

1. Editar Adhiambo Ochieng(ビデオで): 女性が流行病中に保護されることを保障するために、世界は、皆が望むならば既存の政策を施行する必要がある。非公式のセトルメントである Kibera で暮らしている私の経験は、法律が施行されておらず、女性の苦しみは無視されていることを示している。女性の力のメッセージを広げるよう理事会に要請する。
2. Matalia Kanem(ビデオで): 権利の責務は、継続してあらゆる状況での女性に関連している。説明責任は、法的保護を越えなければならない。世界が必要に応え、強靭性を築くために活動しなければ、開発途上国でのさらに安定した国々は流行病の波及効果に対処しなければならないであろう。ジェンダーに基づく暴力と闘うために、「家庭内の休戦」に対する誓約に加わるよう加盟国に要請する。
3. Asa Regner 国連ウィメン副事務局長: 女性と女兒は自分たちが矛盾の中にいることに気づく---一方では彼女たちは他の人々の生命を文字通り救う重要な仕事に就いているが、他方では、これら仕事は賃金が低く、過小評価され、時には全く無償である。意思決定から女性を排除する政策は、まったく効果がなく時には有害であることを証拠が示している。COVID の回復段階で、女性と女兒にとって有害であった理論を変える機会がある。

議事項目 4(継続)

ブルンディ調査委員会との意見交換対話(口頭による説明)

プレゼンテーション: Doudou Diene ブルンディ調査委員会議長

当該国ステートメント; ブルンディ

意見交換対話: 欧州連合、ノルウェー(諸国グループを代表)、中国、フランス、ロシア連邦、ヴェネズエラ(ビデオで)、オーストラリア、スペイン(ビデオで)、ルクセンブルグ、オランダ、アイルランド、スイス、ミャンマー、英国、北西人権団体連合、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、CIVICUS---世界市民参画同盟、アムネスティ・インターナショナル、国連監視機構

まとめ: Francoise Hampson ブルンディ調査委員会委員、Doudou Diene

7月14日(火)午後 第22回会議

議事項目4(継続)

ミャンマーの人権状況に関する特別報告者との意見交換対話(口頭による進捗報告書)(継続)

意見交換対話

まとめ: Thomas Andrews

シリアに関する独立国際調査委員会との意見交換対話

提出文書

7. シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書(A/HRC/44/61)

報告書プレゼンテーション: Paul Segio Pinhrito シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会議長

当該国ステートメント: シリア

意見交換対話: 欧州連合、ノルウェー(諸国グループを代表)、カタール、国連ウィメン、リヒテンシュタイン、ドイツ、エストニア、朝鮮民主主義人民共和国、中国、ベルギー、**日本**、サウジアラビア、スペイン(ビデオで)、イラン、チリ、マルタ、ベラルーシ、ヨルダン、ルクセンブルグ、ブラジル、モロッコ、クロアチア、バーレーン、チェコ共和国、イラク、ルーマニア(ビデオで)、オランダ、ギリシャ、アイルランド、トルコ、エジプト、スロヴェニア、アラブ首長国連邦(ビデオで)、スイス、イスラエル、ジョージア、アルバニア、英国、キューバ、ワールド・ヴィジョン・インターナショナル、世界ユダヤ人会議、暴力被害者擁護団体、カイロ人権学研究所、全世界基督教徒連帯、Ingenieurs du Monde、国連監視機構、公正な裁判と人権を支持する国際会議、アラブ法律家連合、Maa for Peace---開発人権協会

まとめ: Hanny Megally シリア・アラブ共和国に関する調査委員会委員

7月15日(水)午前 第23回会議

技術協力と能力開発に関する年次テーマ別パネル討論

テーマ: 女性囚人と犯人を含め、囚人の人権を支持する、「ネルソン・マンデラ規則」と「バンコック規則」の実施における技術協力と能力開発を高める

議長: Mr. Yackoley Kokou Johnson 閣下 人権理事会副議長

開会ステートメント: Ms. Georgette Gagnon 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)現地活動・技術協力部部長

司会者: Mr. Sek Wannanethee 閣下 ジュネーブ国連事務所タイ代表部大使

ビデオ映写: 実際の「バンコック規則」の実施: タイ法務省(5分19秒)

パネリスト

1. Mr. Sabri Bachrobji 閣下 ジュネーブ国連事務所テュニジア代表部大使
2. Ms. Olivia Rope 刑事改革インターナショナル政策国際アドとヴェカシー部長
3. Mr. Sven Pfeiffer 国連麻薬犯罪事務所活動部司法課犯罪防止刑事司法担当官

討論: 欧州連合、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、ヴェトナム(東南アジア諸国連合を代表)、国連ウイメン、カタール、パキスタン、セネガル、アルメニア、ヴェネズエラ、インド、フィリピン(ビデオで)、イラン、キューバ、ボツワナ、コスタリカ、イラク、モロッコ、エジプト、ネパール、インドネシア、ヴァヌアトゥ、モルディヴ、カンボディア、ヨルダン、ブラジル Conectas Direitos Humanos、友好世界協議委員会、Justica Global、国際人権サービス、国際麻薬政策コンソーシアム(ビデオで)、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、世界水環境保健機関、Institut International our les droits et le Developpement、英連邦人権イニシャティヴ

まとめ: Saven Pfeiffer, Olivia Rope, Sabri Bachtobji, Sek Wannamethee

議事項目 4(継続)

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書に関する意見交換対話

提出文書

8. 経済的社会的権利違反と Arco Minero del Orinoco 地域の人権状況を含めた、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の人権状況を含めた、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の司法制度の独立性と司法へのアクセスに関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/44//54)

報告書プレゼンテーション: Nada Al-Nashif 人権副高等弁務官

当該国ステートメント: ヴェネズエラ

意見交換対話: 欧州連合、ペルー(諸国グループを代表)(ビデオで、ドイツ、朝鮮民主人民共和国、日本、フランス、ロシア連邦、エクアドル、キューバ、オーストラリア、ポルトガル、スペイン(ビデオ)、ルクセンブルグ、ブラジル、コロンビア、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、オランダ、オーストリア、スロヴェニア、ウルグアイ、スイス、ジョージア

7月15日(水)午後 第24回会議

議事項目 4(継続)

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書に関する意見交換対話(継続)

意見交換対話: アルバニア、ポーランド、ペルー(ビデオで)、エリトリア、英国、アルゼンチン、中国、ベラルーシ、ミャンマー、イラン、シリア・アラブ共和国、ニカラグア、ラオ人民民主主義共和国、カンボディア、国際人権サービス、国際法律家委員会、Asociacion HazgOir 団体、暴力被害者擁護団体、アムネスティ・インターナショナル、国連監視機構、世界拷問禁止団体、人権監視機構、Ingenieurs du Monde、国際アメリカマイノリティ人権協会

まとめ: ヴェネズエラ、Nada Al-Nasif

議事項目 5: 人権機関とメカニズム

第 8 回企業と人権フォーラムについての人権と多国籍業及びその他の企業の問題に関する作業部会の報告書のプレゼンテーション

提出文書

1. 第 8 回企業と人権フォーラムについての人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する作業部会の報告書(A/HRC/44/56)

プレゼンテーション: Anita Ramasastry 企業と人権に関する作業部会議長

議事項目 9: 人種主義・人種差別・排外主義、関連する不寛容、「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

現代の形態の人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

1. 人種差別と新たなデジタル技術: 人権分析についての現代の形態の人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容に関する特別報告者報告書(A/HRC/44/57)

2. 上記報告書付録---カタールへの訪問(A/HRC/44/57/Add.1)

3. 上記報告書付録---オランダへの訪問(A/HRC/44/57/Add.2)

報告書プレゼンテーション: E. Tendayi Achiume 現代の形態の人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容に関する特別報告者

当該国ステートメント: ランダ、オランダ人権機関、カタール、カタール国内人権委員会

意見交換対話: パレスチナ国(アラブ・グループを代表)、欧州連合、ブルキナファソ(アフリカ・グループを代表)、中国(諸国グループを代表)、カナダ、ジブティ、トーゴ、シエラレオネ、アンゴラ、朝鮮民主人民共和国、リビア、中国、パレスチナ国、ベルギー、サウディアラビア、ロシア連邦、パキスタン、モンテネグロ、セネガル、アルメニア、エクアドル、ヴェネズエラ、テュニジア、キューバ、インド、フィリピン(ビデオで)、ナミビア、オーストラリア、イラン、バングラデシュ、ヨルダン、ルクセンブルグ、インドネシア、ブラジル、ボツワナ、南アフリカ、バーレーン、イラク、ギリシャ、トルコ、アゼルバイジャン、エジプト、ネパール、韓国、イスラエル、ジョージア、アルジェリア、パラグアイ、英国、ノルウェー、マルタ、チャド、ジンバブエ、ウクライナ、世界ユダヤ人会議

中間コメント: E. Tendayi Achiume

意見交換対話

中間コメント: E. Tendayi Achiume

7月16日(木)午前 第25回会議

議事項目 6: 普遍的定期的レビューの採択

スペインの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書

1. スペインの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/44/7)
2. 上記報告書付録(A/HRC/44/7/Add.1)

ペインのプレゼンテーション: ジュネーヴ国連事務所スペイン代表部大使

討論: エジプト、イラク、モーリタニア、ナミビア、ネパール、国連難民高等弁務官、カタール、ロシア連邦、セネガル、スリランカ、テュニジア、ヴェトナム、アフガニスタン、世界福音同盟、Reseau Europeen pour l'Egalite des Langues、第19条---国際検閲禁止センター、脅威にさらされる諸国民協会、パーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、アムネスティ・インターナショナル、Asociacion HazteOir 団体、Institut de Drets Humans de Catalunya、保健環境プログラム、イラク開発団体

理事会副議長: スペインは 275 の勧告のうち 265 を受け入れ、10 に留意した。13 については明確化が提供され受け入れられた。

まとめ: ジュネーヴ国連事務所スペイン代表部大使

スペインの普遍的定期的レビューの成果を採択

クウェートの普遍的定期的レビューの成果の検討

提出文書

3. クウェートの普遍的定期的レビューに関する作業部会報告書(A/HRC/44/17)
4. 上記報告書付録(A/HRC/44/17/Add1)

クウェートのプレゼンテーション: ジュネーヴ国連事務所クウェート代表部大使

討論: イラク、ヨルダン、カザフスタン、キルギスタン、ラオ人民民主主義共和国、レバノン、リビア、マレーシア、モルティヴ、モーリタニア、モンゴル、モロッコ、ミャンマー、公正な裁判と人権を支持する国際会議、拷問被害者 Khiam リハビリ・センター、パーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、アムネスティ・インターナショナル、イラク開発団体、連合村、保健環境プログラム、Alsalam 財団、アフリカ文化インターナショナル

理事会副議長: クウェートは 302 の勧告のうち 230 を受け入れ、66 に留意した。6 つについては明確化が提供され、クウェートはその一部を受け入れ、他の部分に留意した。

まとめ: ジュネーヴ国連事務所クウェート代表部大使

クウェートの普遍的定期的 review 成果を採択

議事項目 10: 技術援助と能力開発

スーダン政府と国連人権高等弁務官事務所の口頭による報告書に関する意見交換対話

開会ステートメント

1. Nada Al-Nashif 人権副高等弁務官
2. Osaman Agufatima Adam Mohammed ジュネーヴ国連事務所スーダン代表部次席大使・参事官

意見交換対話: パレスチナ国(アラブ・グループを代表)、欧州連合、ブルキナファソ(アフリカ・グループ)、サウジアラビア、フランス、ロシア連邦、セネガル、ヴェネズエラ、チュニジア、カタール、オーストラリア、イラン、ヨルダン、モロッコ、バーレーン、チェコ共和国、イラク、オランダ、アイルランド、エジプト、イエメン、アラブ首長国連邦(ビデオで)、スイス、南スーダン、エチオピア、エリトリア、英国、シエラレオネ、パキスタン、ブルキナファソ、南アフリカ、ソマリア、モーリタニア、全世界基督教徒連帯、世界福音同盟、東部アフリカとアフリカの角人権擁護者プロジェクト、国際人権同盟連盟、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、弁護士の権利監視機構カナダ、国連監視機構、Rencontre Africaine Pour la Defense des droits de l'homme

まとめ: Nada Al-Nashif, Osaman Abufatima Adam Mohammed

7月16日(木)昼 第26回会議

議事項目10(継続)

ジョージアとの協力に関するプレゼンテーション

プレゼンテーション: Georgette Gagnon 人権高等弁務官事務所現地活動・技術協力部部長

当該国ステートメント: ジョージア

議事項目7: パレスチナ及びその他のアラブ被占領地の人権状況

1967年以來被占領のパレスチナ領土の人権状況に関する特別報告者との意見交換対話

提出文書

1. 1967年以來被占領のパレスチナ領土の人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/44/60)

報告書のプレゼンテーション: S. Michael Lynik 1967年以來被占領のパレスチナ領土の人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント: パレスチナ国

意見交換対話: パレスチナ国(アラブ・グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、チュニジア(アフリカ・グループを代表)、アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)、チュニジア、マレーシア、カタール、ジブティ、朝鮮民主人民共和国、リビア、中国、アフガニスタン、サウジアラビア、ロシア連邦、パキスタン、セネガル、ヴェネズエラ(ビデオで)、キューバ、クウェート(ビデオで)、ナミビア、シリア・アラブ共和国、イラン、チリ、モーリタニア、バングラデシュ、ヨルダン、インドネシア、ボツワナ、南アフリカ、モロッコ、バーレーン、イラク、レバノン、オマーン、トルコ、スーダン、エジプト、モルディヴ、スリランカ、イエメン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、ニジェール、ニカラグア、欧州連合、ドイツ(諸国グループを代表)、スペイン、シリア、Ingenieur de Monde、アムネスティ・インターナショナル(ビデオで)、世界福音同盟、ユダヤ人学生欧州連合、AKALAH---イスラエルのアラブ・マイノリティ法律センター(ビデオで)、Al Mezan 人権センター、NGO 調査機関(ビデオで)、Al-Haq、人に仕える法律(ビデオで)、国連監視機構、ルーテル世界連盟

中間コメント: S. Michael Lynk

意見交換対話

まとめ: S. Michael Lynk

議事項目 9(継続)

現代の形態の人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容に関する特別報告者との意見交換対話(継続)

意見交換対話: マイノリティ権利グループ、民族的・宗教的・言語的・その他のマイノリティの権利保護国際連盟、ルーテル世界連盟、人種差別撤廃 - 連盟、アムネスティ・インターナショナル、国際和解フェロシップ、中国人権学協会、暴力被害者擁護団体、国際国連青年学生運動

7月16日(木)午後 第27回会議

議事項目 1(継続)

決議の採択

1. エリトリアの人権状況(A/HRC/44/L.8)

提案国: オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス

賛成 24 票、反対 10 票、棄権 13 票で決議を採択

票決結果: 賛成 24 票: アフガニスタン、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、ブルガリア、チリ、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、ドイツ、イタリア、日本、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ペルー、ポーランド、韓国、スロヴァキア、スペイン、ウクライナ、ウルグアイ

反対 10 票: バーレーン、カメルーン、エリトリア、インド、リビア、パキスタン、フィリピン、ソマリア、スーダン、ヴェネズエラ

棄権 13 票: アンゴラ、バハマ、バングラデシュ、ブルキナファソ、コンゴ民主共和国、インドネシア、モーリタニア、ナミビア、カタール、セネガル、トーゴ

2. 流行病及びその他の保健緊急事態に対応し、持続可能な開発とすべての人権の実現を推進する際のその社会経済的結果に対応する際の国家の中心的役割(A/HRC/44/L.23.Rev.1)

提案国: アルゼンチン、アゼルバイジャン、中国、エスワティニ、ナミビア、パキスタン、ロシア連邦、ソマリア、南アフリカ、トルコ、ジンバブエ

コンセンサスで決議を採択

3. 教育への権利(A/HRC/44/L.1)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベル

ギー、ブルガリア、カナダ、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、エスワティニ、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、**日本**、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、ネパール、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、パキスタン、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、ウクライナ、ウルグアイ
コンセンサスで決議を採択

4. 人、特に女性と子どもの人身取引: 特に女性と子どもの人身取引被害者の強化された保護、支援、エンパワーメントを通して人権を強化する(A/HRC/44/L.2)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エクアドル、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイランド、イタリア、ヨルダン、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、ウクライナ、英国、ウルグアイ
コンセンサスで決議を採択

決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」に導かれ、

「世界人権宣言」、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」及び「市民的・政治的権利国際規約」を想起し、

犯罪となり、人間の尊厳と身体的完結性、人権と持続可能な開発に対する深刻な脅威となる人、特に女性と子どもの人身取引に対する強い非難を繰り返す述べ、

すべての国連関連決議、特に人、特に女性と子どもの人身取引に関連する総会と人権理事会の決議を想起し、

「子どもの権利に関する条約」及び子どもの売買、子ども買春、子どもポルノ及び武力紛争への子どものかかわりに関するその「選択議定書」及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」とその「選択議定書」を含め、関連人権条約及び宣言に述べられている原則を再確認し、

さらに、国際労働機関の1930年の「強制労働条約(第29号)」と2014年のその「議定書」、1999年の「最悪の形態の子ども労働条約(第182号)」と2014年の「強制労働の効果的抑制のための補足措置に関する勧告(第203号)」を再確認し、

国際労働機関の2011年の「家事労働者条約(第189号)」と2011年の「家事労働者勧告(第201号)」を想起し、

総会による「持続可能な開発2030アジェンダ」、特に人身取引と性的搾取及びその他の形態の搾取を含め、公的及び私的領域でのすべての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃することも目的とする「持続可能な開発のターゲット5.2, 8.7及び16.2」も想起し、強制労働を根絶し、現代の奴隷制度

と人身取引をなくし、子ども兵士の募集と利用を含め、最悪の形態の子ども労働の禁止と撤廃を確保し、2025年までにあらゆる形態の子ども労働をなくす即座の効果的措置を取り、子どもに対する虐待、搾取、人身取引、あらゆる形態の暴力と拷問なくし、

農山漁村開発を支援し、人身取引に対して人々を脆弱にする社会的・経済的・政治的及びその他の要因に対処することは、労働搾取のための人身取引の危険を減らすことに貢献できる。

7月30日を「人身取引を禁止する世界デー」と宣言するための2013年12月18日の決議第68/192号での総会の宣言を想起し、2020年が「国際子ども労働撤廃年」であることを想起し、

国連人権高等弁務官事務所によって開発された「人権と人身取引に関する推奨される原則とガイドライン」及びその注釈も想起し、

人身取引が、人権と基本的自由の享受を侵害し、損ない、無にし、人間性に対する重大な課題となり続け、その根絶のために、送り出し国、経由国、目的国の間で、一致した国際的評価と対応と真の多国間・地域・2国間協力を必要とすることを再確認し、

人身取引被害者は、ジェンダー、年齢、人種、障害、民族性、文化、宗教並びに国籍、社会的出自またはその他の地位を根拠としたものを含め、重複し、重なり合う形態の差別と暴力をしばしば受けており、こういった形態の差別それ自体が人身取引を煽っていることを認め、

ジェンダー不平等、貧困、強制移動、失業、社会経済的機会の欠如、教育へのアクセスの欠如、ジェンダーに基づく暴力、差別と周縁化が、人、特に女性と子どもを人身取引に対して脆弱にしている要因のすべてではないにしろあるものであることも認め、

正規の移動機会の利用可能性が、人が人身取引される危険を減らす一つの方法であることに留意し、

性的搾取、労働搾取、違法な臓器の除去を育む需要の中には、人身取引によって満たされるものもあることに懸念と共に留意し、人身取引が人身取引者の高い儲けとあらゆる形態の搾取を育てる需要によって煽られていることを認め、

「国連国際組織犯罪禁止条約」とその「議定書」の締約国会議、今年10周年を迎える「人身取引と闘うための国連世界行動計画」及び「人身取引禁止機関間調整グループ」によって設立された人身取引に関する作業部会を含め、人、特に女性と子どもの人身取引の問題に対処するための地域・小地域イニシアティブのみならず、国家、国連機関、政府間機関及びNGOの努力を特に歓迎し、

「企業と人権に関する指導原則」とそこに規定されている国家の責務と企業の責任を想起し、

企業には、人権を尊重し、人身取引を防止するために相当の注意義務を持って行動し、事件が適切なサービスにリファーされことを保障し、搾取的情况にある労働者に救済策を提供する、供給網を含めたその活動における人身取引と強制・子ども労働事件を明らかにする効果的手続きを確立する責任があることを念頭に置き、

すべての国々には、人身取引を防止し、人身取引の発生を捜査し、加害者を罰し、被害者を支援し、エンパワーし、保護と救済策へのアクセスを提供するために相当の注意義務を行使する責務があり、そうしないと被害者の人権と基本的自由の享受を侵害し、損ない、無にすることも念頭に置いて、

企業関連の人権侵害の被害者のための説明責任と救済策へのアクセスの改善に関する国連人権行動弁務官の作業を歓迎し、

被害者の人権と尊厳を完全に尊重して、すべての人身取引被害者を保護し支援する必要性を確信し、

コロナウィルス病(COVID-19)の流行のインパクトと人身取引の被害者と人身取引の危険に対して脆弱な集団、特に女性と子どもが、特に保健ケアとサーヴィス、食糧の安全保障、上下水道サーヴィス、インフラへのアクセスの欠如のために、この流行病に示されているように、経済的不安定、失業、しばしば困難な適切な住居と生活条件、ドメスティック・ヴァイオレンスを含めた増加する暴力と虐待、オンラインを含めた子どもの性的虐待に繋がる高い危険のために、保健危機に関して特に脆弱な状況にあることを心配し、

人身取引の防止と人身取引に対する世界的闘いと人身取引被害者の人権に対する意識を啓発し、これを支持する際の人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者の作業の重要性を認め、

1. 以下により、人、特に女性と子どもの人身取引被害者のための強化された保護とエンパワーメント及び支持と支援を通して、人身取引被害者の人権を尊重し、保護し、推進するよう国々に要請する:

(a)人身取引被害者に保護と効果的で適切なジェンダーに対応した学際的支援を提供し、法律執行当局との協力を条件としてはならない子どもに適切な措置を含め直接的な扶養家族の特別なニーズに基づいて、彼らも考慮に入れること。

(b)例えば、移動者、難民、亡命申請者の最初の到着地での、人身取引と搾取を含め、移動者の脆弱性の指標の、明確化のための手続きを確立し、人身取引される危険にさらされている人々にも早期支援と援助を提供することにより、脆弱性の明確化に基づいて人身取引の被害者となる可能性のある人々の早期身元確認を強化することを考慮すること。

(c)被害者の権利を完全に認め、人身取引される直接的結果として、行うよう強制されてきた行為に対して訴追または懲罰から人身取引被害者が保護され、被害者が政府当局によって取られる行動の結果として、再被害を受けないことを保障するために、政策と法律を通してすべての適切な措置を取ることにより、それぞれの国の法的制度に従って、非処罰の原則を実施すること。

(d)市民社会、企業、関連ステイクホルダーと協力して、国内の法的枠組に沿って、人身取引被害者をエンパワーし、その労働市場へのアクセスを促進する革新的なスキル獲得計画に基づく長期的な包摂戦略の開発を考慮すること。

(e)人種主義、排外主義、人身取引された人々の脆弱性を高める人種・肌の色・出自または国または民族的出自に基づくあらゆる形態の差別と闘うこと。

(f)性的・経済的搾取を含めた女性と子どものあらゆる形態の人身取引と闘い、これを撤廃するジェンダーに対応した措置を推進し、女性と女兒の特別なニーズと特に性的搾取に対処する際に、人身取引を防止し、対応するあらゆる段階への彼女たちの参画と貢献を考慮に入れること。

(g)特に教育と意識啓発の分野で、性暴力とドメスティック・ヴァイオレンス及びその他の形態の暴力、資源、教育、就職機会へのアクセスにおける差別に対処することを含め、女性と女兒の人身取引に対

する脆弱性を高める差別的取組と社会規範に対処する適切な措置を採用すること。

(h)特に人身取引の問題と紛争関連の性暴力とのつながりに対処することにより、また、女性の働きと参画の重要な役割を強調することにより、反人身取引努力と女性・平和・安全保障のアジェンダの下で払われた努力との間のさらなる相乗作用を推進すること。

(i)武力紛争と紛争後の環境、自然災害及びその他の緊急事態の環境を含め、人道危機の状況で、人身取引の危険が高まるという事実を考慮に入れ、子ども兵士の徴兵と使用をなくするための措置を取るよう、各国と国連に要請すること。

(j)子どもに影響を与えるすべての措置と決定において子どもの最高の利益を検討し、教育を推進し、子ども労働と子どもの人身取引を防止し、これと闘うことにより、子どもの人身取引に対する特別なニーズと脆弱性に対処すること。

(k)技術は人身取引を促進するためにしばしば誤用されるが、その利用は、流行病がデジタル技術の利用を高めているので、COVID-19 の状況に特に関連する被害者へのサービスを提供する際に人身取引と闘う手助けもできることを完全に認めること。

(l)被害者のプライバシーへの権利を保障すること。

(m)臓器の除去の目的での人身取引の被害者を保護し、被害者に医療と心理的ケアとサービスを提供し、刑事訴追と司法手続きのあらゆる段階で被害者の権利と利益を保護し、説明責任を保障するために必要な措置を採用することにより、その脆弱性に対処する方法をさらに開発すること。

(n)人権侵害と差別の慣行を含め、強制移動の根本原因に対処し、このようにして人身取引に対する脆弱性を減らすこと。

2. あらゆる形態の搾取を目的とする人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、これと闘い、以下を含め、労働搾取に対処するよう各国に要請する:

(a)市民社会、民間セクター、労働組合及びその他の関連ステイクホルダーが労働市場のみならず経済的・社会的開発にかかわる首尾一貫した、全社会的行動を推進すること。

(b)会社が倫理的募集を行い、企業活動と下請け業者と供給者から生じる人身取引の危険を明らかにし、分析し、防止し、緩和することを保障し、人権の相当の注意義務を奨励する会社の責務を検討すること。

(c)犯罪企業モデルを破壊し、解体する目的で、供給網における透明性の好事例に関する手続きまたはモデルを採用することを検討すること。

(d)あらゆる形態の人身取引を完全に理解し、包括的に対処し、これと闘うための具体的措置を取ること。

3. 人身取引をさらに防止し、これと闘い、人身取引の根本原因に対処し、特に以下によって、効果的な救済策への被害者の権利を保障することにより、人身取引被害者の社会包摂を推進するよう、各国に要請する:

(a)企業活動と供給網の状況での効果的な救済策へのアクセス、事業上の苦情処理メカニズムと国に

基づく苦情処理・支援メカニズムと救済策との間の調整を保障すること。

(b)国際法に規定されているように、人身取引被害者のための賠償を含めた適切で効果的で適当な救済策を推進し、利用できるようにすること。

(c)人身取引被害者と証人の保護と適宜、司法手続きへの被害者の参画を促進するメカニズムの設立を推進すること。

(d)被害者とその家族のための司法と安全な通報を保障し、救済策への権利を含めたその権利、権利を行使するために利用できるメカニズムと手続き、どこで法的及びその他の必要な援助を受けられるかに関する適切で関連性があり理解できる情報を提供すること。

4. あらゆる形態の搾取のために、女性の子どもの人身取引を育む需要に、撤廃する目的で対処する努力を強化し、この点で、人身取引された人々の搾取者を思いとどまらせ、その説明責任を確保するための法律と懲罰措置を含め、予防措置を取りまたはこれを強化するよう各国に要請する。

5. 特に保健ケアとサービス、適切な上下水道サービス、適切で安全な宿泊所、情報へのアクセスを保障する目的で、COVID-19 流行への対応において、人身取引を防止し、人身取引の被害者、特に女性と子どもを保護すること及び人身取引被害者のための既存の支援プログラムの継続と拡大を目的とする措置を採用するようにも各国に要請する。

6. 人権に基づく取組を人身取引と闘うための対応に統合する際の有用なツールとして、「人権と人身取引に関する推奨される原則とガイドライン」を参照するよう国々を強く奨励する。

7. 優先事項として、「国連国際組織犯罪防止条約」と「国連国際組織犯罪防止条約」を補う「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための「議定書」と「陸路・海路・空路による移動者の密輸禁止議定書」の批准または加入を検討するよう、まだこれを行っていない国々に要請し、この型の組織犯罪、つまり人身取引と移動者の密輸の複雑でしばしば相互に関連する構成要素によりよく対処する統合された戦略を採用するよう各国政府を奨励するために人身取引に対する闘いにおいてこれら条約の中心的役割を考慮に入れて、これらを完全に効果的に実施するようこれら条約の締約国に要請する。

8. 「人身取引と闘うための国連世界行動計画」の関連規定を完全に効果的に実施し、そこに概説されている活動を行うよう、各国、国連及びその他の国際・地域・小地域団体、並びに NGO、民間セクター及びメディアを含めた市民社会に要請する。

10. 人身取引犯罪組織の手に落ちる危険に対して、国内及び外国の被害者となる可能性のある者に警告を発し、既存の支援プログラムについて、人身取引の被害者となる可能性のある者または実際の被害者に伝えるための情報及び意識啓発キャンペーンを行うようにも各国を奨励する。

11. 「現代の形態の奴隷制度に関する国連任意信託基金」と「人、特に女性と子どもの人身取引被害者のための国連任意信託基金」にさらに任意の寄付をするよう、各国及びその他の関心のある団体に勧める。

12. 人身取引に対する世界的闘いの推進において、人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者の作業を歓迎する。

13. 特別報告者のテーマ別報告書に感謝と共に留意する。

14. 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者のマンデートを3年間延長することを決定する。

15. 特別報告者と完全に協力し、国々への訪問の要請に好意的に対応し、マンデートに関連するすべての必要な情報を彼女に提供し、そのマンデートを効果的に果たすことができるようにその通信と緊急アピールに速やかに対応するようすべての各国政府に要請する。

16. 人身取引と闘い、人、特に女性と子どもの人身取引の被害者の人権を支持することを目的として、移動を含め、関連する国際及び地域のフォーラムと行事に、特別報告者が継続して参加することの重要性を強調する。

17. マンデート保持者が完全にそのマンデートを果たすことができるようするために特別報告者が必要な資金を受けることを保障するよう国連人権高等弁務官に要請する。

18. 人、特に女性と子どもの人身取引の問題の検討を継続することを決定する

5. 司法外、即決または恣意的刑の執行に関する特別報告者のマンデート(A/HRC/44/L.3)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニューージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、チュニジア、ウクライナ、英国、ウルグアイ、パレスチナ国

コンセンサスで決議を採択

6. ハンセン病患者とその家族に対する差別の撤廃(A/HRC/44/L.4)

提案国: バーレーン、バングラデシュ、ブラジル、エクアドル、エルサルヴァドル、エスワティニ、エチオピア、フィジー、ジョージア、インド、**日本**、マダガスカル、ミクロネシア連邦国家、モンゴル、モロッコ、ニカラグア、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、サンマリノ、タイ、チュニジア

コンセンサスで決議を採択

7. 人権と気候変動(A/HRC/44/L.5)

提案国: アルメニア、バングラデシュ、チリ、コスタリカ、フィジー、フランス、ハイティ、インド、モルディヴ、マーシャル諸島、ネパール、パキスタン、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ウルグアイ、ヴェトナム、パレスチナ国

コンセンサスで決議を採択

8. 裁判官と弁護士独立性に関する特別報告者のマンデート(A/HRC/44/L.6)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ボツワナ、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、インド、アイルランド、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リ

トアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、ウクライナ、英国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

9. 裁判官、陪審員、裁判所補佐人の独立と公平性及び弁護士独立性(A/HRC/44/L.7)

提案国：アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ボツワナ、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、ギリシャ、ハンガリー、インド、アイルランド、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、タイ、チュニジア、ウクライナ、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

10. 障害者の権利に関する特別報告者(A/HRC/44/L.13)

提案国：アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、カタール、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

11. 人権と国際連帯に関する独立専門家のマンデート(A/HRC/44/L.15)

提案国：ベラルーシ、中国、キューバ、ハイティ、ニカラグア、カタール、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パレスチナ国

賛成 31 票、反対 15 票、棄権 1 票で決議を採択

票決結果：賛成 31 票：アフガニスタン、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、チリ、コンゴ民主共和国、エリトリア、フィジー、インド、インドネシア、リビア、モーリタニア、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウルグアイ、ヴェネズエラ

反対 15 票：オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、ドイツ、イタリア、日本、マーシャル諸島、オランダ、ポーランド、韓国、スロヴァキア、スペイン、ウクライナ

棄権 1 票：メキシコ

12. 意見と表現の自由(A/HRC/44/L.18/Rev.1)

提案国：アルバニア、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、

パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、チュニジア、ウクライナ、英国
コンセンサスで決議を採択

13. 極度の貧困と人権(A/HRC/44/L.19)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、チリ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エクアドル、エストニア、エスワティニ、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、ルーマニア、セネガル、スロヴァキア、スペイン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ウルグアイ
コンセンサスで決議を採択

7月17日(金)午前 第28回会議

議事項目1(継続)

決議の採択(継続)

14. 2005年「世界サミット成果」に書かれているように、母集団を大量殺戮、民族浄化、人道違反の犯罪から保護する責任の15周年(A/HRC/44/L.12)

提案国: アルゼンチン、コスタリカ、フィジー、フィンランド、ジョージア、グアテマラ、アイスランド、リヒテンシュタイン、モナコ、モロッコ、ペルー、カタール、スイス、チュニジア

賛成32票、反対1票、棄権14票で、決議を採択。

票決結果: 賛成32票: アフガニスタン、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バングラデシュ、ブラジル、ブルガリア、チリ、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、ドイツ、イタリア、日本、リビア、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、ペルー、ポーランド、セネガル、スロヴァキア、ソマリア、スペイン、トーゴ、ウクライナ、ウルグアイ

反対1票: ヴェネズエラ

棄権14票: アンゴラ、バーレーン、ブルキナファソ、カメルーン、コンゴ民主共和国、エリトリア、インド、インドネシア、モーリタニア、ナミビア、ネパール、パキスタン、フィリピン、スーダン

15. 企業と人権: 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題と救済策の説明責任とアクセスを改善することに関する作業部会(A/RC/44/L.14)

提案国: アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、チェキア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、アイスランド、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ノルウェー、パラグアイ、ロシア連邦、スロヴァキア、スペイン、スイス、タイ、トルコ、英国

コンセンサスで決議を採択

16. 女性性器切除の撤廃(A/HRC/44/L.20)

提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ブルキナファソ、チリ、クロアチ

ア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モナコ、オランダ、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、タイ、トルコ

コンセンサスで決議を採択

決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」の目的と原則に導かれ、

「世界人権宣言」を再確認し、

「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「市民的・政治的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」及びこれらの選択議定書、「拷問及びその他の残酷かつ非人間的、または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約」、「すべての移動労働者とその家族の保護に関する条約」及びその他の関連国際人権条約を想起し、

「子どもの権利に関する条約」と「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が、それらの選択議定書と共に、全ての女性と女兒の人権と基本的自由の保護と推進のための法的枠組に重要な貢献をしていることを再確認し、

女性性器切除撤廃のための世界的努力の強化に関する 2018 年 12 月 18 日の総会決議第 73/149 号と女性と女兒の人権の享受にとって有害な伝統的慣行を撤廃する措置に関する総会と CSW のその他のすべての関連決議、並びに女性性器切除の撤廃に関する 2018 年 7 月 5 日の人権理事会決議第 38/6 号及び同じトピックに関する理事会のその他の決議を想起し、

「ウィーン宣言と行動計画」、「国際人口開発会議行動計画」、「北京宣言と行動綱領」及びこれらの見直し会議の成果文書も想起し、

「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と「開発のための資金調達第 3 回国際会議のアディスアベバ行動計画」でジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成するために各国によってなされた公約をさらに想起し、

意識啓発キャンペーンと女性性器切除に反対する具体的行動を起こす目的での、2月6日の「女性性器切除に対するゼロ・トレランス国際デー」の年次記念を想起し、

子ども結婚、早期・強制結婚を含め、その他のすべての有害な慣行のように、女性性器切除は、身体的完結性と精神的・性と生殖に関する、妊産婦・新生児・子どもの健康を含め、健康と福利に対する重大な脅威となり、人権と基本的自由の承認・享受・行使を危険にさらすジェンダー不平等と差別的な社会規範によって主として動機づけられ、永続化される人権侵害と女性と女兒に対する一形態の暴力となることを認め、

この慣行には文書化された健康上の利益はなく、反対に、病気と死亡の危険を増し、重大なストレスとショックを引き起こし、フィステュラや出血のような出産後の産科併発症を生じさせ、HIV と B

型・C型肝炎に対する脆弱性を増し、その他の健康問題を引き起こす可能性があることも認め、

女兒に対して行われる時、女性性器切除を含めたすべての有害な慣行は、その健康と成長に特に有害な結果を与えることをさらに認め、この点で、女兒のあらゆる形態の暴力を受けない権利を保証する必要性を想起し、

女性と女兒のエンパワーメントと彼女たちへの投資、その人権の完全享受と意思決定のあらゆるレベルへのその平等で効果的で意味ある参画が、ジェンダー不平等、差別、ジェンダーに基づく暴力と貧困のサイクルを断ち切るカギであり、特に持続可能な開発にとって極めて重要であるが、女性性器切除の慣行が、すべての女性と女兒の経済的・法的健康と社会的地位のみならず社会全体の開発にも否定的影響を与え続けていることを認め、

女性性器切除のような有害な慣行が、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの完全実現と女性と女兒のすべての人権と基本的自由の尊重と保護と成就と男性・男児との平等なパートナーとしてのその完全な可能性の開発並びに「持続可能な開発」にとっての障害であることも認め、そのような有害な慣行が、ジェンダー平等と人権を保障し、ジェンダーに基づく差別と暴力を防止する法的・規範的枠組の実施を深刻に妨げていることを確信し、

国と地域と国際的努力の強化にもかかわらず、女性性器切除の有害な慣行が他の多くの有害な慣行のように世界のあらゆる部分で根強く続いており、これが人道状況、武力紛争、流行病及びその他の危機で悪化しており、医療化や国境を超える慣行のような新しい形態が現れていることを深く懸念し、

女性性器切除の防止と撤廃は、国の開発と人権と公衆衛生の優先事項であることを認め、従って、国際人権法の下での国の責務に基づく包括的で多部門的取組を必要とし、特に説明責任、参画、透明性、エンパワーメント、持続可能性、平等と非差別、国際協力によって支えられていることを認め、

女性性器切除を防止し、撤廃する包括的戦略が、垂直的にも水平的にも、主流化され、調整されるべきであり、垂直的調整は、特に議員、国内人権機関、伝統的な地域社会指導者と宗教的権威、女性と女兒、両親、法的後見人と家族、保健ケア提供者、市民社会、人権グループ、青年団体及び男性と男児を含めた国内、小地域、地方レベルでのステイクホルダーをまとめるが、水平的調整には、教育・保健・司法・社会福祉・法律執行・入国と亡命及び通信とメディアを含めた部門にわたる団体の合同参画を必要とすることを考慮し、

この慣行は拷問または虐待となり、地域的・国際的人権基準に従って、禁止されなければならないことを認め、

加害者を訴追し、女性性器切除の被害者とサヴァイヴァーに補償と賠償、保健ケアと保健サービス、精神衛生と心理カウンセリング、法的援助と社会経済的再統合サービスを提供する効果的措置の欠如について深い懸念を表明し、

人権の説明責任は、刑事責任と法的救済策の提供を保障する保護措置の設立のみならず、女性性器切除の危険にさらされており、この悪影響を受けている女性と女兒の完全で等しく積極的で、意味ある参画で女性と女兒の人権の享受を保障する政策、プログラム、サービスの立案・実施・監視における幅広いその他の措置の実施も意味することに留意し、

行政データ制度における指標の不在と進歩を追跡する厳しい監視・評価枠組の不在及びデータ収集に関する標準的ガイドラインの不在のために、女性性器切除を撤廃する際の企画を特徴づけ、進歩を追跡するための女性性器切除に関する正確で信頼できるデータを多くの国々が欠いていることに懸念と共に留意し、

女性性器切除撤廃に関する 2019 年のワガドゥグー行動の呼びかけ及びアフリカの子ども結婚と女性性器切除の撤廃のための 2019 年のカイロ行動の呼びかけを含め、2030 年までに女性性器切除の慣行の世界的撤廃を保障する努力を促進することへの国々によってなされた最近の世界的・国内的公約を念頭に置き、

女性性器切除を防止し、根絶するために適切な措置を取る必要性に関して世界的コンセンサスが增加していることを歓迎し、この慣行は、宗教的・文化的根拠に基づいても正当化できないことを考慮し、

政治的行動を強化し、財政資金の配分を増額し、女性性器切除をなくすためのパートナーシップを強化するためのアフリカ連合によって開始されたサリーマ・イニシャティヴのようなイニシャティヴも歓迎し、

コロナウィルス病(COVID-19)の危機が、プログラム実施の遅れと 2030 年までに避けることのできた女性性器切除の少なくとも 200 万件のあらたな事件という結果となりかねない女性性器切除とその他の有害な慣行の撤廃から国際的・地域的・国内的努力を遠ざけることもあることを深く懸念し、

女性と女兒の人権と基本的自由を尊重し、保護し、成就し、女性性器切除の慣行を防止し、撤廃する国家の責務と公約を再確認し、この点で、国内と小地域レベルでの政府の異なった部局、立法府及び司法の特別な役割を強調し、

女性性器切除の防止と撤廃及びこの慣行のゼロ・トランスを達成する主たる責任を国家が負っていることを念頭に置き、

1. 女性性器切除の撤廃に関する専門家グループに関する国連人権高等弁務官の報告書に感謝と共に留意する。

2. 女性と女兒に悪影響を及ぼすすべての有害な慣行、医療機関の内外で行われる医療行為を含め、特に女性性器切除を非難し、女性性器切除を禁止し、この形態の暴力から女性と女兒を保護するためのあらゆる必要な措置を取るよう国々に要請する。

3. 女性性器切除を受けたまたはその危険にさらされている女性と女兒に保護と支援の提供を保障し、政治的公約、市民社会のかかわり、国、地方、地域社会レベルでの説明責任を繋げる統合され、調整された集団的取組に基づく支援的法律と政策、プログラムと予算措置を含むよく定義された、包括的で、権利に基づく、ジェンダーに対応した多部門的防止と対応戦略を確立することにより、この慣行が根を下ろしている底辺にある組織的で構造的な原因に対処するようさらに各国に要請する。

4. 女性性器切除の防止と撤廃に関する国の行動計画と戦略が適切に資金調達され、目標の予想される時間表を含み、すべての関連ステイクホルダーの間で、プログラムの効果的な監視、インパクト評価と調整のための明確なターゲットと指標を含み、悪影響を受けている女性と女兒、実践している地域

社会と NGO のそのような計画と戦略の開発、実施、監視、評価への参画を含め、その参画を推進するようさらに各国に要請する。

5. 女性性器切除を防止し、撤廃し、できれば法律によってその主催当局を承認し、包括的で多部門的戦略、国内計画、政策、プログラムの実施を監督できるように適切な財政資金と権限を提供することにより、その持続可能性と効果を保障し、 女兒、女性、両親、法的後見人と家族、女性団体、保健ケア・ワーカー、青年グループ、人権グループ、宗教・伝統的指導者、地域社会の指導者、男性と男児及び適宜その他の市民社会と国のステイクホルダーを含めた関連行為者を、女性性器切除を防止し、なくす国の努力の立案、実施、監視に参画し、女性性器切除を受けた女性と女兒にケアを提供するために動員するよう、国々を奨励する。

6. すべての関連省庁、議員、裁判官、国内人権機関、市民社会団体及びその他の関連ステイクホルダーの積極的参画を通して、国内開発計画と貧困削減戦略に、女性性器切除の防止と対応を統合するようにも各国を奨励する。

7. 関連政策、プログラム及び法的枠組の効果的实施のために、保健・栄養・保護・司法・ガヴァナンス・教育を含め、関連部門にわたって、女性性器切除を防止し、撤廃するために、特に指定された資金を明らかにし、これを利用でき、適切なものにするよう国々に要請する。

8. すべての女性と女兒の人権を尊重し、保護し、推進し、性と生殖に関するものを含め、すべての人権と基本的自由の彼女たちによる享受を保護し、可能にする法律、政策、プログラムを採用し、その実施を促進するようにも各国に要請する。

9. 以下により、女性性器切除を防止し、撤廃するための包括的で、多部門的で、権利に基づく措置を取るよう国々に呼びかける：

(a) ソーシャル・メディア、インターネット及び地域社会の通信・普及ツールを含め、女性性器切除が女性と女兒及び社会全体に与える否定的インパクトについての正確な情報を提供する、特に意識啓発プログラムを開発し、実施することにより、女性性器切除を永続化する、女性と女兒は男性と男児に従属するものとみなされるジェンダー固定観念と否定的な社会規範、態度と行動、暴力と不平等な力関係の社会経済的牽引力を含め、ジェンダー不平等の根本原因に対処すること。

(b) 特に女兒を含めた若い人々、両親、法的後見人と家族及び宗教・伝統・地域社会の指導者のための女性性器切除の有害な影響についての正規・非正規教育に特に重点を置き、この慣行を受けたまたはその危険にさらされている女性と女兒の完全で、平等で、効果的で、意味ある参画を得て、情報と意識啓発、世代間対話と同輩教育及び訓練プログラムに一層かかわることによって、地域社会内の変革の担い手となるように男性と男児を奨励すること。

(c) 女兒と女性が、同輩、指導者、教員及び地域社会の指導者と繋がり、自分の意見を述べ、その野心や懸念を説明でき、その発達する能力に従って女兒と女性とその生活に影響を及ぼす決定に意味あるように参画する、オフラインとオンラインの安全なスペースの創設を促進すること。

(d) 女性性器切除を維持し、女性と女兒に対する暴力と差別を永続化する否定的な固定観念に挑戦する人権、ジェンダー平等、保健及び生活技術に関する教育プログラムを開発し、支援し、推進するこ

と。

(e) ソーシャル・ワーカー、教員、医療職員、宗教・地域社会指導者及び関連専門家を訓練し、女性性器切除の危険にさらされているまたは受けた女性と女兒に、彼らが有能で、支援的なサービスを提供することを保障し、彼らが女性と女兒が危険にさらされていると信じる事件を適切な当局に通報するよう奨励すること。

(f) 女性性器切除の悪影響を受けているまたはその危険にさらされている女性と女兒にとって必要とされる精神的・性的・生殖に関する・妊産婦・新生児・子ども保健へのプライマリー・ヘルスケア・レベルでのアクセスを通して、女性性器切除に関連する保健上の危険と保健上の併発症の予防と治療を、ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジが統合することを保障すること。

(g) ジェンダーに基づく暴力に対する基本サービスの連続を含め、人道的備えと対応に、女性性器切除の防止と対応を統合することにより、人道と開発のつながりに対するより包括的で調整された取組を保障すること。

(h) 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への権利を含め、これら問題が保健分野全般と人権の保護において進歩を妨げているので、女性性器切除を受けた何百万人もの女兒と女兒の慢性的な精神的・心理的・身体的健康問題に適切な対応を提供するのみならず、医療化された女性性器切除を行うために地方の地域社会と交流する際の社会的圧力に対応できるように、医療職員と伝統的助産師のためのガイドンスと法的規定を作成し、普及することを意味する女性性器切除の医療化を止めること。

(i) 女性性器切除を受けた女性と女兒及びその危険にさらされている者を、学際的でアクセスでき、維持され、調整された社会的・法的・心理的支援サービスと適切な救済策を開発し、精神衛生、性と生殖に関する健康、妊産婦・新生児・子ども保健を含めた保健ケア・サービスを確保することにより保護し、支援すること。

(j) 女性性器切除またはその他の有害な慣行を受けた女性と女兒のユニークな保健ケア・ニーズに対処するために、移動者社会と協力している者を含め、保健ケア提供者のための特別意識啓発訓練プログラムを行い、難民と移動する女性と女兒と協力している子ども福祉サービスと女性の権利と教育・警察・司法セクター、政治家とメディア職員に重点を置くサービス内の専門家のための特別訓練も行うこと。

10. 以下を含め、女性性器切除の防止と撤廃のための包括的な多部門的な欄略、政策、計画、予算の状況で、説明責任制度を開発し強化する措置を取るよう各国に要請する：

(a) 国際人権法に従って、女性性器切除を禁止する国内法を採用し、国内法と政策及び国際人権法に従って、女性性器切除の被害者と加害者に関する情報の交換において国際警察と司法の協力を強化することにより、これら法律を調和させるために活動しつつ、その厳しい適用を保障すること。

(b) 女性と女兒にその権利について知らせることを含め、女性性器切除の危険にさらされているまたは悪影響を受けている女性と女兒に時宜を得て効果的な救済策を保障し、法的援助と補償へのアクセスに対する障害を除去し、ジェンダーと年齢に対応した法律執行官及びその他の関連当局の訓練を提供し、手続きのあらゆる段階で子どもに優しい司法、子どもの最高の利益及びプライバシーへの権利を-

保障すること。

(c)起こる可能性のあるまたは既に起った事件の安全な通報を可能にし、必要とされるサービスと女性性器切除について正確でジェンダーに対応した年齢にふさわしい、リファールを提供するメカニズムを確立しまたは強化すること。

(d)統合政策の一般的な枠組内で、悪影響を受けている地域社会と相談して、この慣行が居住する国の外で行われる時を含め、女性性器切除からいたるところにいる女性と女兒を保護するために、難民と移動女性と女兒、その家族と地域社会のための効果的で特に対象を絞った措置を取ること。

(e)会員が女性性器切除の有害な慣行にかかわることを禁止する内部規律規則を採用する際に、保健サービス提供者の職業協会と労働組合を支援すること。

(f)女性性器切除を防止し撤廃する国内戦略と調整メカニズムが、防止対応サービスの質と対応性を改善するために、政策とプログラムと予算の透明性のある形態の監視・見直し・監督を含むことを保障すること。

(g)適切な監視メカニズムが、女性と子どもを有害な慣行から保護し、その権利を実現する際に進歩を追跡するために国内・地方レベルで設置されることを保障すること。

(h)女性性器切除の慣行に関連する人権侵害を捜査し、この有害な慣行を防止し、撤廃する際に、進歩を監視する国内人権機関の能力を開発すること。

(i)特に年齢、地理的位置、民族的・移動の地位別の女性性器切除に関する分類データの収集を組織化し、関連ステイクホルダーによる国々の間での特に大学レベルでの調査、透明性、説明責任、データの分かち合いを奨励し、公共の情報と意識啓発活動を強化するために調査の結果を利用し、既存の政策とプログラムの効果とインパクト及び女性性器切除を撤廃する際に遂げられた進歩を測定すること。

(j)女性性器切除を防止し、撤廃するために立案された政策、プログラム、予算及びサービスを監視する社会的説明責任メカニズム内で女性性器切除の危険にさらされているかまたはその悪影響を受けている市民社会団体と女性と女兒の、自由で積極的で意味のある参画並びに廃絶の公的宣言の効果的実施を適宜推進すること。

(k)これに限られるわけではないが、参加プロセスに関する青少年に優しい情報を提供することを含め、悪影響を受けている女兒と青年が主導する団体の平等な参画を可能にするあらゆる必要な措置を取り、その参画に関連する経費をカバーするために、女兒と青年が主導する団体が財政資金を利用できるようにし、彼らの参画が、参加プロセス内の有力な団体によって制度化されず、関連性のないものとみなされることがないことを保障すること。

11. 女性と女兒を支援している保健ワーカーとソーシャル・ワーカーが、ウィルスからの保護の適切な手段にアクセスできることを保障しつつ、COVID-19 流行の状況で、女性性器切除に対する防止と対応において、包括的で、権利に基づく、ジェンダーに対応した、多部門的取組を取り、特に流行病についての情報のアクセス可能性と適切性、ソーシャル・ディスタンスを維持する能力及び安全なスペース、シェルター及びその他の特別保護サービスのよう基本的保健ケア及びその他のサービスのみ

ならずテストと治療へのアクセスについての情報の特にアクセス可能性と適切性の点で、女性と女兒、特に脆弱な状況にある者の特別なニーズに注意を払うよう国々に要請する。

12. 女性性器切除を世界的に関連する問題として優先し、女性性器切除を防止し、撤廃するための包括的で多部門的な戦略、政策、プログラム及び行動計画の効果的実施のためのその開発協力努力---技術・財政援助、南南協力と三者協力---を強化するために、国連機関と専門機関を含めた国々とその他の関連ステイクホルダーとの対話と相談に関わるようすべての国々に要請し、「女性性器切除/割礼に関する合同プログラム: 国連人口基金と国連子ども基金の変革を促進する」と地方・地域・国際レベルでのその他のイニシアティブと活動のすべてのためにその財政支援を強化することを検討するよう国々と開発協力機関を奨励する。

13. 女性性器切除撤廃のための最近の世界・地域会議の状況でなされた公約を実施し、既存の国内・地域・国際人権・持続可能な開発報告と見直しプロセスの状況でこれら公約に応える際の進歩について報告するよう各国に要請する。

14. 説明責任、参画、透明性、エンパワーメント、平等と非差別の人権原則に基づいて女性性器切除を防止し、撤廃する、包括的でジェンダーに対応した権利に基づく多部門的調整、企画、財政、監視取り決めに開発する際、並びに世界的な流行病と経済的ショックの状況で女性性器切除をなくす国際的・地域的・国内的努力の持続可能性を保障する際に、好事例を分かち合うよう国々、市民社会団体、国連機関、女性と女兒及びその他の関連ステイクホルダーに勧め、第 47 回会期で、女性性器切除に対する世界的対応を含めた多部門的防止と対応に関する高官パネル討論を開催することを決定し、第 48 回人権理事会に提出されることになるこのパネル討論に関する概要報告書を準備するよう国連人権高等弁務官に要請する。

15. その作業計画に従って、女性性器切除の問題の検討を継続することも決定する。

17. 女性と女兒に対するあらゆる形態の差別の撤廃(A/HRC/44/L21)

提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、**日本**、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、ネパール、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、テュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、ウルグアイ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

決議内容

人権理事会は、

「国連憲章」の目的と原則に導かれ、

「世界人権宣言」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」、「人種差別の撤廃に関する条約」及びその他のすべての関連人権条約を再確認し、

ジェンダー平等と女性と女兒に対する差別と暴力に対する非難が「ウィーン宣言と行動計画」、「国際人口開発国際会議行動計画」、「北京宣言と行動綱領」及びこれらの見直し会議の成果文書、「ダーバン会議と行動計画」及び「ダーバン見直し会議」の成果文書で認められてきたことを想起し、

2020年は、実体的なジェンダー平等と女性と女兒のエンパワメント達成に向けて遂げられた進歩に大いに貢献してきた第4回世界女性会議と「北京宣言と行動綱領」採択の25周年を記すことに留意し、この点で、この周年にあたってCSW64によって採択された政治宣言を歓迎し、

人権理事会、総会、安全保障理事会、特に女性・平和・安全保障に関する2000年10月31日の安保理決議第1325号(2000年)、CSW及び女性と女兒に対する差別の問題を検討しているその他の国連機関によって採択されたすべての関連決議と合意結論を想起し、

ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワメントを、独立した目標及びその主流化として「持続可能な開発2030アジェンダ」のすべての目標とターゲットに包摂したこと、及び『開発のための資金調達第3回国際会議アディスアベバ行動アジェンダ』の採択も想起し、

国際人権法は、特にジェンダーに基づく差別を禁止し、国内法、政策、慣行が国家の国際責務に従っていないなければならないという事実を強調し、

すべての人権を尊重し、保護し、成就するために、国家、国際・地域団体及び女性と女兒の権利と地域社会を基盤とした団体、フェミニスト・グループ、女性と女兒の人権擁護者、労働組合及び女兒と青年が主導する団体を含めた市民社会によって遂げられた進歩に対するバックラッシュに深い懸念を表明し、こういった後退が、経済危機と不平等、人種差別、否定的な社会規範及びジェンダー固定観念、後退的なロビー活動、女性と女兒の平等権を求める闘いに反対するイデオロギー上の考えまたは文化または宗教の誤用に繋がることもあることを認め、

女性と女兒は、私的空間でも公共の空間でも、オンラインでもオフラインでも、生涯を通して、特にジェンダー、年齢、人種、民族性、先住民族性、宗教または信念、身体的・精神的健康、障害、市民の地位、社会経済的背景と移動の地位に基づいて重複し、重なり合い、組織的な形態の差別を受けており、実体的平等には、深く根差した家父長的ジェンダー固定観念、固定的な社会規範、社会政治的・経済的不平等及び組織的人種主義並びに不平等な力関係、差別的態度、行為、規範、認識、慣習及び女性性器切除と子ども結婚、早期強制結婚のような有害な慣行を含め、女性と女兒に対する構造的差別の根本原因の撤廃が必要であることを認め、

国家は、適宜、法律と慣行における重なり合い、組織的な差別を認めることを検討するべきであり、それが、重複し重なり合う形態の差別を考慮に入れる政策とプログラムを採用し実施することにより、女性と女兒に与える複雑なインパクトに対処するべきであることを認め、戦略的パートナーであり同盟者並びにジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワメントのため変革の担い手であり受益者としても、男性と男児の完全なかかわりの重要性を認め、

すべての女性と女兒によるすべての人権の完全享受には、強制、差別、暴力を受けない性と生殖に関する健康と権利が含まれることを再確認し、

ありとあらゆる性と生殖に関する健康情報とサービスには、特に、アクセスでき、包摂的な家族

計画サービス、安全で効果的な現代の避妊法、緊急避妊、思春期の妊娠に対する予防プログラム、熟練した出産介添え、緊急産科ケアのような、妊産婦サービスのための助産師、周産期ケア、国の法律に反しない場合には安全な中絶、中絶後のケア、生殖器官感染症、性感染症、HIV 及び生殖器癌のための助産師を含めた熟練した出産介添えと緊急産科ケアのような妊産婦保健ケアとサービスが含まれることを認め、

COVID-19 の危機が、家父長制、人種主義、汚名、排外主義、社会経済的不平等を含め、女性と女兒が直面する以前から存在する不平等と組織的な差別をさらに悪化させ、性とジェンダーに基づく暴力とハラスメントの発生、女性と女兒の不相応な無償のケア労働と家事労働並びに特に非正規セクターで働いている若い女性の間の雇用と生計の損失を増やしてきたことを深く懸念し、

様々な職業にわたって、保健・社会部門での第一線の労働者の 70%を女性が占めていることに留意し、COVID-19 の流行が、公正で適切な保健ケア・サービスへの公正で適切なアクセスを含め、そのジェンダーのために無償のケア労働と家事労働に対して不相応な責任をもつ女性にとって重要な意味合いを持ち、COVID-19 の流行の経済的インパクトが、女性と女兒の生計と経済的安全保障をかなりの危険にさらすことを深く懸念し、

1. 国々に以下を要請する:

(a) 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准または加入し、優先事項として、「条約」の「選択議定書」の批准または加入を検討すること。

(b) すべての留保条件の程度を制限し、「条約の法律に関するウィーン条約」に従って、「条約」の目標と相容れる留保条件はないことを保障するためにできるだけ正確に、狭くそれらを策定すること。

(c) 女性と女兒の司法、救済策及び効果的賠償へのアクセスに関連するものを含め、適切な法律、規制、政策及び計画を通して、「条約」を実施すること。

(d) 女子差別撤廃委員会及びその他の人権条約機関と完全に協力し、適宜、その勧告を実施すること。

2. 生活のあらゆる側面で差別を引き起こし、永続化する家父長的なジェンダー固定観念を防止し、矯正し、撤廃するために必要な一時的特別措置を含めた適切な措置を採用することにより、実体的平等を支援する国際責務に関する国々への勧告を含め、女性と女兒に対する差別の問題に関する作業部会によって行われた作業¹に留意する。

3. 国々に以下を要請する:

(a) 女性と女兒の行動また行為のみを差別的に対象とするまたは犯罪とするすべての法律と政策、及び、慣習、伝統、文化または宗教の誤用を含め、あらゆる根拠に基づいて彼女たちを差別する法律と政策を廃止し、刑事責任免除をなくし、法律の差別的適用を防止し、撤廃し、補償する説明責任メカニズムを創設すること。

¹ A/HRC/44.51 及び Add.1 を参照。

(b)女性と女児の特に年齢、ジェンダー、及び現実の歴史的・社会的・経済的・文化的・政治的情況を考慮に入れる部門的取組を用いて、国際人権責務に従って、全ての法案及び既存の法律を見直すことを検討すること。

(c)すべての女性と女児の実体的平等、社会的・政治的・経済的エンパワーメントを促進する法律、規則、政策及びプログラムを推進し、実施し、職場、デジタルの状況及び教育を含め、あらゆる形態の差別とジェンダーに基づく暴力とハラスメントを防止し、撤廃すること。

(d)非正規から正規の仕事への移行を促進し、差別なく、万人のための国内的に適切な社会保護への普遍的アクセスを確保するために、より包摂的でジェンダーに対応した社会保護制度を設立すること。

4. 各国に以下を要請する:

(a)国家・非国家のあらゆる行為者によるあらゆる形態の差別を防止し、撤廃し、特に、ジェンダーに基づく偏見と闘い、重複し、重なり合う形態の差別が、深く人を傷つける固定観念を永続化することを認めることにより、すべての女性と女児のすべての人権の平等な享受を尊重し、保護し、成就すること。

(b)公共・民間セクターのあらゆるレベルの意思決定でのリーダーシップへの女性の参画を含め、あらゆる分野での女性と適宜女児の完全で、平等で、効果的で、意味ある参画を妨げる政治的・法的・社会的・实际的・構造的・文化的・経済的・制度的または宗教的障害を除去すること。

(c)家庭内を含め、特に COVID-19 の流行の重荷が女性と女児にとって悪化してきた無償のケア労働に関連して、責任の平等な共有のための措置の推進において、実体的なジェンダー平等を支援すること。

(d)備え、対応、回復及び資金と援助の配分を含め、COVID-19 に関する地方・国内・世界の政策スペースと意思決定における女性の参画とリーダーシップを保障すること。

(e)ジェンダーに基づく差別の根本原因とドメスティック・ヴァイオレンスを含めた性暴力とジェンダーに基づく暴力の防止を含め、このトピックに関する教員訓練コースにすべての女性と女児の権利に関するカリキュラムを統合することを通して、証拠に基づく包括的な性教育への普遍的アクセスを保障することにより、男性と男児をかかわらせ、教育において、またメディアとオンラインの社会において、長期的な意識啓発イニシアティブを推進すること。

(f)国家公務員のためのジェンダー偏見と闘うことに関する訓練に、重複し重なり合う形態の差別に対する理解を含めること。

5. 暴力被害者とサヴァイヴァーのための強化された法律執行と司法を通して COVID-19 の対応計画に防止、対応、保護措置を統合し、市民社会と地域社会との協働で、暴力の被害者とサヴァイヴァーのための強化された法の執行と司法を通して、基本的サービスとしてドメスティック・ヴァイオレンスのシェルターの能力を指定し、強化し、拘束中の女性に対する暴力に対処するアドヴォカシーと意識啓発キャンペーンを強化することにより、COVID-19 の流行の最中での女性と女児に対する暴力の増加を防止し、対応するよう加盟国に要請する。

6. 以下に向けられた政策と行動を実施するよう国々に要請する:

(a)女性と女兒にするあらゆる形態の差別を防止し撤廃し、重複し重なり合う形態の差別に直面している者を含め、ジェンダーとその他の固定観念、女性と女兒の否定的な描き方と闘い、性暴力とジェンダーに基づく暴力を減らし、あらゆる場でのジェンダー及びその他の固定観念とジェンダーに基づく差別と闘う意識啓発プログラムの実施を推進し支援する意識啓発プログラムを含め、証拠と好事例を収集し、分かち合い、推進し、支援し、実施し、広く公表すること。

(b)関連法の下でのその権利についてアクセスできる方法で女性と女兒に伝え、法的インフラを改善し、法の下での平等と法による女性と女兒の平等な保護を保障する年齢とジェンダーに配慮した訓練を司法制度で主流化することにより、あらゆる形態の差別とジェンダーに基づく暴力を防止し、撤廃することを目的とする法律の効果的実施と施行のための司法と説明責任メカニズムへのアクセス、時宜を得た効果的な救済策を保障すること。

(c)人種主義、排外主義、家父長制、障害、年齢、ジェンダーの固定観念及びその他の否定的な社会規範、態度または行動または女性と女兒を従属するものと見、女性と女兒に対する重複し、重なり合う形態の差別と暴力の底辺にあり、これを永続化する不平等な力関係を防止し、なくすために、社会的・文化的行動の型を修正すること。

7. 社会的及びその他の保健の決定要因、法的障害の除去及び尊厳と完結性及び身体的自治への権利を尊重する政策、好事例、法的枠組開発と施行に対処することを含め、差別、強制、暴力を受けずに性と生殖に関する健康への権利を尊重し、保護し、成就し、家族計画を含め、性と生殖に関する健康サービスと証拠に基づいた情報と教育への普遍的アクセスを保障するよう各国に要請する。

8. 女性と女兒の権利団体、フェミニスト・グループ及び女性と女兒の人権擁護者と女兒と青年が主導する団体を含めた市民社会の、実体的ジェンダー平等の達成に関連するすべての法律と政策の創出、立案、実施、監視への完全で、効果的で、意味のある、平等な参画のための機能的環境を開発し、支援し、保護するようにも各国に要請する。

9. COVID-19 の流行に対する対応において、人権に基づく、ジェンダーに対応した、部門間の取組を取り、特に脆弱な状況にある女性と女兒と排外主義、社会的汚名、性暴力とジェンダーに基づく暴力及びドメスティック・ヴァイオレンスからの保護、生計と社会経済的機会への平等なアクセス、テスト、治療、ワクチン、流行病についての時宜を得た適切で正確な情報を含めた保健ケア・サービス、ソーシャル・ディスタンスを維持する能力、テストと治療へのアクセス及び食糧、教育、適切な住居、安全な上下水道及び性と生殖に関する健康情報とサービスを含め基本的な保健サービスに特別な注意を払うよう、各国に要請する。

10. 国内の状況での性別・年齢別・障害別・その他の関連特徴別の発生関連データを組織的に収集し、この流行病のジェンダーに特化した重なり合う人権インパクトのみならず、直接的に間接的にもCOVID-19の流行が女性と女兒に与えるジェンダーに特化した重なり合う保健上、社会的、経済的影響を調べて報告し、これらデータを対応の策定で利用するよう各国に要請する。

11. 開発途上国が、国内の状況に関連する質の高い信頼できる時宜を得た性別・年齢別・障害別・第所得及びその他の特徴別データを組織的に立案し、収集し、アクセスを確保できるようにする財政的・技術的援助のあらゆる筋からの動員を強化することを含め、国の統計能力を強化することにより、ジェンダー統計と性別・年齢別・障害別分類データの収集、分析、普及のみならず、人口調査と生活時間調査の立案と展開において重なり合う、人権に基づく取組を利用する基準と方法論を継続して開発し、強化するようすべての国々に要請する。

12. 作業部会の作業と協力し、これを助け、作業部会が要求するすべての必要で利用できる情報を提供し、そのマンデートを効果的に果たすために国々を訪問したいという要請に好意的に対応することを真剣に検討するようにもすべての国々に要請し、関連国連機関、基金及び計画、特にジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、条約機関及びそれぞれのマンデート内でその他の特別手続き及び市民社会行為者並びに民間セクターに、そのマンデートを果たす際に作業部会と完全に協力するよう勧め、その作業に参画し、公式に報告することにより、CSW とのかかわりを継続するよう作業部会に要請する。

13. 作業部会の報告書が、CSW と総会の注意を引くことを保障するよう事務総長に要請し、CSW と総会に毎年口頭で報告するよう作業部会に要請する。

14. 第 44 回会期で開催される女性の人権に関する年次丸 1 日の討論を歓迎し、第 47 回理事会にこの年次討論に関する概要報告書を提出するよう国連人権高等弁務官事務所に要請する。

15. 第 50 回会期で、その作業計画に沿って、優先順位の高い問題として、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別の撤廃の問題の検討を継続することを決定する。

18. 人権分野での国際協力の強化(A/HRC/44/L.22)

提案国: アゼルバイジャン(非同盟諸国運動を代表)

賛成 30 票、反対 15 票、棄権 2 票で決議を採択

票決結果: 賛成 30 票: アフガニスタン、アンゴラ、アルゼンチン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、カメルーン、チリ、コンゴ民主共和国、エリトリア、フィジー、インド、インドネシア、リビア、マーシャル諸島、モーリタニア、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウルグアイ、ヴェネズエラ

反対 15 票: アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、チェコ共和国、デンマーク、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ポーランド、韓国、スロヴァキア、スペイン、ウクライナ

棄権 2 票: ブラジル・メキシコ

19. ベラルーシの人権状況(A/HRC/44/L9)

提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ポー

ランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国

賛成 22 票、反対 5 票、棄権 20 票で決議を採択

票決結果: 賛成 22 票: アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、ブルガリア、チリ、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、ドイツ、イタリア、**日本**、リビア、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ペルー、ポーランド、韓国、スロヴァキア、スペイン、ウクライナ

反対 5 票: アルメニア、エリトリア、インド、フィリピン、ヴェネズエラ

棄権 20 票: アフガニスタン、アンゴラ、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、カメルーン、コンゴ民主共和国、インドネシア、モーリタニア、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、カタール、セネガル、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウルグアイ

7月17日(金)午後 第29回会議

議事項目1(継続)

決議の採択(継続)

20. 平和的抗議の状況での人権の推進と保護(A/HRC/44/L11)

提案国: アルバニア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、コスタリカ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、アイスランド、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、ウエーデン、スイス、チュニジア、英国、ウルグアイ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

21. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/HRC/44/L.10)

提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ヨルダン、クウェート、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、カタールルーマニア、サンマリノ、スペイン、スウェーデン、トルコ、ウクライナ、英国

賛成 28 票、反対 2 票、棄権 17 票で決議を採択

票決結果: 賛成 28 票: アフガニスタン、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ブラジル、ブルガリア、チリ、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、ドイツ、イタリア、**日本**、リビア、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ペルー、ポーランド、カタール、韓国、スロヴァキア、ソマリア、スペイン、トーゴ、ウクライナ、ウルグアイ

反対 2 票: エリトリア、ヴェネズエラ

棄権 17 票: アンゴラ、アルメニア、バーレーン、バングラデシュ、**へ**、カメルーン、コンゴ民主共和国、インド、インドネシア、モーリタニア、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、セネガル、スーダン

22. 社会フォーラム(A/HRC/44/L.16)

提案国: アルゼンチン、アゼルバイジャン、ベラルーシ、チリ、中国、キューバ、ニカラグア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、シリア・アラブ共和国、タイ、ヴェネズエラ・ボリヴェリアン共和国、バレスチナ国

コンセンサスで決議を採択

23. すべての人権と基本的自由の尊重の「国連憲章」の目的の達成と原則の支持への貢献 (A/HRC/44/L.17/Rev.1)

提案国: アルメニア、オーストラリア、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エクアドル、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ハンガリー、アイスランド、ルクセンブルグ、モルディヴ、メキシコ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、パラグアイ、ポルトガル、ルーマニア、スペイン、タイ、トーゴ、トルコ、英国

口頭で修正の決議を賛成 41 票、反対 0 票、棄権 6 票で採択

票決結果: 賛成 41 票: アフガニスタン、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、チリ、チェコ共和国、コンゴ民主共和国、デンマーク、フィジー、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、**日本**、リビア、マーシャル諸島、メキシコ、ネパール、オランダ、ナイジェリア、ペルー、フィリピン、ポーランド、カタール、韓国、セネガル、スロヴァキア、ソマリア、スペイン、スーダン、トーゴ、ウクライナ、ウルグアイ

棄権 6 票: カメルーン、エリトリア、モーリタニア、ナミビア、パキスタン、ヴェネズエラ

新特別手続きマンデート保持者の任命

1. Marcos A. Orellana(チリ) を危険物質と廃棄物の環境的に健全な管理と処分の人権についての意味合いに関する特別報告者に任命
2. Irene Khan(バングラデシュ)を意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者に任命
3. Tlaleng Mofokeng(南アフリカ)を到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者に任命
4. Siobhan Mullallay(アイルランド)を人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者に任命

報告書の採択: Yackoley Kokou Johson 人権理事会副議長兼報告者

閉会ステートメント: Elisabeth Tichy-Fissilburger 人権理事会議長

第 45 回人権理事会は、9 月 14 日から 10 月 2 日まで開催される予定

以 上

